

「日タイ経済連携協定（要旨）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

日タイ経済連携協定（要旨）

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 一般的定義
- 第3条 透明性
- 第4条 公衆による意見提出の手續
- 第5条 行政上の措置に関連する手續
- 第6条 審査及び上訴
- 第7条 腐敗行為の防止に関する措置
- 第8条 秘密情報
- 第9条 租税
- 第10条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第11条 他の協定との関係
- 第12条 実施取決
- 第13条 合同委員会
- 第14条 両締約国間の連絡

第2章 財貿易

- 第15条 定義
- 第16条 財の分類
- 第17条 内国民待遇
- 第18条 関税撤廃
- 第19条 関税上の評価
- 第20条 農産品に関する輸出補助金
- 第21条 非関税措置
- 第22条 二国間セーフガード措置
- 第23条 国際収支の擁護のための制限
- 第24条 運用上の手續規則
- 第25条 財貿易小委員会
- 第26条 見直し

第3章 原産地規則

- 第27条 定義
- 第28条 原産品
- 第29条 累積
- 第30条 僅少の非原産材料
- 第31条 原産資格を与えることとならない作業

- 第 32 条 積送基準
- 第 33 条 組み立ててないか、分解してある産品
- 第 34 条 代替性のある産品及び材料
- 第 35 条 間接材料
- 第 36 条 附属品、予備部品及び工具
- 第 37 条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第 38 条 船積み用の梱包材料及び容器
- 第 39 条 関税上の特惠待遇の要求
- 第 40 条 原産地証明書
- 第 41 条 照会に対する回答
- 第 42 条 輸出に係る義務
- 第 43 条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第 44 条 原産品確認のための訪問
- 第 45 条 原産品決定及び関税上の特惠待遇に係る決定
- 第 46 条 秘密性
- 第 47 条 虚偽申告に対する罰則及び措置
- 第 48 条 雑則
- 第 49 条 原産地規則小委員会

第 4 章 税関手続

- 第 50 条 適用範囲
- 第 51 条 定義
- 第 52 条 透明性
- 第 53 条 通関
- 第 54 条 一時輸入及び通過物品
- 第 55 条 協力及び情報の交換
- 第 56 条 税関手続小委員会

第 5 章 貿易取引文書の電子化

- 第 57 条 貿易取引文書電子化での協力
- 第 58 条 意見及び情報の交換
- 第 59 条 貿易取引文書電子化における民間団体間協力
- 第 60 条 貿易取引文書の電子化実現に係る検討
- 第 61 条 貿易取引文書電子化小委員会

第 6 章 相互承認

- 第 62 条 一般的義務
- 第 63 条 適用範囲
- 第 64 条 定義

第 65 条 適合性評価機関の登録または指定・取消

第 66 条 相互承認小委員会

第 67 条 連絡部局

第 68 条 一般的例外

第 69 条 雑則

第 70 条 秘密性

第 7 章 サービス貿易

第 71 条 一般原則

第 72 条 適用範囲

第 73 条 定義

第 74 条 市場アクセス

第 75 条 内国民待遇

第 76 条 追加的な約束

第 77 条 特定の約束に係る表

第 78 条 特定の約束に係る表の修正

第 79 条 最恵国待遇

第 80 条 国内規制

第 81 条 相互承認

第 82 条 透明性

第 83 条 独占及び排他的なサービス提供者

第 84 条 セーフガード措置

第 85 条 支払及び資金の移転

第 86 条 国際収支の擁護のための制限

第 87 条 利益の否認

第 88 条 サービス貿易小委員会

第 89 条 見直し

第 8 章 投資

第 90 条 適用範囲

第 91 条 定義

第 92 条 本章規定の遵守

第 93 条 内国民待遇

第 94 条 裁判所の裁判を受ける権利

第 95 条 待遇における最低限度基準

第 96 条 最恵国待遇

第 97 条 特定措置の履行要求

第 98 条 特定の約束に係る表

- 第 99 条 約束の修正
- 第 100 条 与えられた待遇
- 第 101 条 透明性
- 第 102 条 収用・補償
- 第 103 条 争乱からの保護
- 第 104 条 資金の移転
- 第 105 条 代位
- 第 106 条 両締約国の投資家との間の投資紛争の解決
- 第 107 条 特別手続
- 第 108 条 一時的なセーフガード措置
- 第 109 条 信用秩序維持措置及び経済全般・為替相場の安定性確保措置
- 第 110 条 収用を構成する租税に係る課税措置
- 第 111 条 環境関連措置
- 第 112 条 利益の否認
- 第 113 条 投資小委員会
- 第 114 条 見直し

第 9 章 人の移動

- 第 115 条 適用範囲
- 第 116 条 定義
- 第 117 条 特定の約束
- 第 118 条 人の移動に係る要件及び手続
- 第 119 条 相互承認
- 第 120 条 人の移動小委員会
- 第 121 条 追加的な交渉

第 10 章 知的財産

- 第 122 条 一般規定
- 第 123 条 定義
- 第 124 条 内国民待遇
- 第 125 条 最恵国待遇
- 第 126 条 手続事項の簡素化及び調和
- 第 127 条 透明性
- 第 128 条 知的財産の保護についての啓発の促進
- 第 129 条 目的
- 第 130 条 特許
- 第 131 条 意匠
- 第 132 条 商品及びサービスに係る商標

- 第 133 条 著作権及び関連する権利
- 第 134 条 地理的表示
- 第 135 条 植物の新品種
- 第 136 条 不正競争
- 第 137 条 開示されていない情報の保護
- 第 138 条 国境措置に係る権利行使
- 第 139 条 民事上の救済に係る権利行使
- 第 140 条 刑事上の制裁に係る権利行使
- 第 141 条 権利行使に関する一般規定
- 第 142 条 中小企業による知的財産権の取得に対する支援
- 第 143 条 知的財産小委員会
- 第 144 条 安全保障のための例外

第 11 章 政府調達

- 第 145 条 政府調達情報の交換
- 第 146 条 政府調達小委員会

第 12 章 競争

- 第 147 条 反競争的行為禁止による公正・自由競争の促進
- 第 148 条 公正・自由競争促進協力
- 第 149 条 無差別待遇
- 第 150 条 手続の公正な実施
- 第 151 条 第 8 条及び第 14 章の規定の不適用

第 13 章 協力

- 第 152 条 基本原則
- 第 153 条 協力の分野
- 第 154 条 協力の範囲及び形態
- 第 155 条 協力の実施
- 第 156 条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利
- 第 157 条 協力小委員会
- 第 158 条 次章の規定の不適用

第 14 章 紛争解決

- 第 159 条 適用範囲
- 第 160 条 協議
- 第 161 条 斡旋、調停、仲介
- 第 162 条 仲裁裁判所の設置
- 第 163 条 仲裁裁判所の任務
- 第 164 条 仲裁裁判手続

第 165 条 仲裁裁判手続の終了

第 166 条 裁定の実施

第 167 条 費用

第 15 章 最終規定

第 168 条 目次及び見出し

第 169 条 一般的な見直し

第 170 条 附属書及び注釈

第 171 条 改正

第 172 条 効力発生

第 173 条 終了

附属書 1 (第 2 章関連)	関税撤廃・引下げに関する表
附属書 2 (第 3 章関連)	品目別規則
附属書 3 (第 3 章関連)	原産地証明書の必要的記載事項
附属書 4 (第 6 章関連)	電気製品に係る附属書
附属書 5 (第 7 章関連)	第 77 条の特定の約束に係る表
附属書 6 (第 8 章関連)	投資に係る表
附属書 7 (第 9 章関連)	人の移動に係る特定の約束

第一章 総則

第一条 目的

- (a) 財・サービス貿易自由化、円滑化。
- (b) 貿易取引文書の電子化実現。
- (c) 製品・工程の相互承認円滑化。
- (d) 投資奨励、投資財産・活動の保護。
- (e) 人の移動の円滑化。
- (f) 知的財産の無差別的な保護強化。
- (g) 政府調達における協力強化。
- (h) 公正・自由な競争促進、及び協力。
- (i) 更なる協力のための枠組み設定。
- (j) 本協定にともなう法令実施における透明性促進。

第二条 一般定義

(省略)

第三条 透明性（情報の提供）

1、両国は本協定の実施・運用に影響する自国の法令、行政上の手続・決定、司法上の決定、自国が締結している国際協定を速やかに公表する。

2、両国は、1に規定する法令、行政上の手続・決定について責任・権限のある当局の名称・所在地を公表する。

3、両国は、相手国の要請があった場合、1に規定する情報を速やかに提供する。

4、両国は本協定の実施・運用に重大な影響を及ぼす法令・行政手続を導入・変更する場合に、緊急の場合を除き、実行可能な範囲内で、当該法令・行政手続を公表し、当該法令・行政手続が効力を生じるまでに適当な期間を置くよう努める。

第四条 公衆による意見提出

両国政府は、緊急の場合もしくは軽微な場合を除き、本協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定、改正、廃止する前に、公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。

第五条 行政上の措置に関連する手続

両国の権限ある当局は、本協定の実施・運用に関連し、ある者に対し義務を課し、または権利を制限する措置をとる場合、時間的に、かつ当該措置の性格上許容され、かつ公益に反しないときは、最終的な決定前に当該措置の対象となる者に対し以下を実施する。

(a) 通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会設定

第六条 審査・上訴

1、両国は本協定に係る行政上の行為について、速やかな審査のため、及び正当な事由がある場合にはその是正がなされるために、司法裁判所もしくは行政裁判所またはそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所または訴訟手続は、公平なものでなければならず、また、行政責任当局から独立していなければならない。

2、1に規定する裁判所または訴訟手続において、訴訟当事者は次を要求する権利が与えられる。

(a) 訴訟当事者がその立場を裏付ける主張をなし、自己の立場を防御するための適当な機会が与えられる。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定がなされる。

3、自国の法令によって定められる上訴・再審査手続に従うことを要件として、問題となっている行政上の行為に係る2の決定が自国の権限ある当局によって実施される。

第七条 腐敗行為防止

両国は、自国の法令に従い、本協定に係る自国の公務員による腐敗行為を防止し、これと戦うための措置をとり、努力を払う。

第八条 秘密情報

1、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定のいかなる規定も、秘密情報の開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、特定企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報の提供を要求するものではない。

2、一方の締約国は、他方の締約国がこの協定に従って秘密情報として提供した情報の秘密性を自国の法令に従って保持する。

第九条 租税

1、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定の規定は租税に係る課税措置に適用しない。

2、本協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づく各締約国の権利・義務に影響を及ぼさない。本協定といずれかの租税条約とが抵触する場合は、当該租税条約が優先する。

3、第三条及び前条の規定は、本協定の規定が租税に係る課税措置に適用される範囲において、当該課税措置に適用する。

第一〇条 一般的例外・安全保障のための例外

(ガット規定を適用)

第一一条 他の協定との関係

1、両国は世界貿易機関設立協定または両国が締結しているその他の協定に基づく権利・義務を再確認する。

2、本協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合は世界貿易機関設立協定が優先する。

第十二条 実施取決

両国政府は本協定を実施するための詳細及び手続を定める取決を締結する。

第十三条 合同委員会

1、本協定に基づき、両国政府の代表者で構成する合同委員会を設置。

2、任務。

(a) 本協定の実施・運用について見直し、必要な場合には両国に対し勧告。

(b) 本協定の改正について検討、両国に勧告。

(c) 本協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督・調整。

(d) 以下の採択。

(i) 第二四条の運用手続規則

(ii) 必要な決定

(e) 両締約国が合意するその他の任務遂行。

3、 合同委員会は、両国が閣僚級で合同委員会を開催することに合意する場合を除き、

(a) 次官級以上の日本国政府の職員及び副次官級以上のタイ王国政府の職員をその共同議長とする。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、任務遂行を委任することができる。

(c) 合同委員会は、自己の任務を遂行するため、両国が合意するその他の措置をとることができる。

4、 合同委員会は、別段の合意がある場合を除き、日本及びタイにおいて交互に開催する。

第一四条 両国間の連絡

本協定に係るすべての事項についての両国間の連絡は両国の外務省がこれをなす。

第二章 財貿易

第一五条 定義

(省略)

第一六条 財の分類

両締約国間で取引される財の分類は、統一システムに適合したものとする。

第一七条 内国民待遇

一方の締約国は、一九九四年のガット第三条の規定に基づき、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第一八条 関税撤廃

1、 本協定に別段の定めがある場合を除き、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃・引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める要件に従って関税を撤廃または引き下げる。

2、 両国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉対象として指定した原産品に関する市場アクセスの要件の改善その他について、当該表に定める要件に従って交渉する。

第一九条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施

に関する協定（その改正を含む）第一部の規定は、両締約国間で取引される財の課税価額の決定に準用する。

第二〇条 農産品に関する輸出補助金

両国は、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（その改正を含む）に従って、当該協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設または維持してはならない。

第二一条 非関税措置

1、本協定に別段の定めがある場合を除き、一方の締約国は、他方の締約国の製品の輸入について、または他方の締約国に仕向けられる製品の輸出もしくは輸出のための販売に、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しない非関税措置を新設・維持してはならない。

2、各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置の透明性を確保するとともに、それに関する世界貿易機関設立協定に基づく義務を遵守する。

第二二条 二国間セーフガード措置

1、第一八条の規定に従って相手国の原産品の関税を撤廃、または引き下げた結果として、輸入数量（絶対量または国内生産量に比較しての相対量）が増加し、国内産業に重大な損害を与える、または重大な損害の恐れが生じたときは、当該損害を防止または救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として以下のいずれかの措置をとることができる。

(a) 当該原産品の関税のさらなる引下げの停止。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準までの当該原産品の関税引上げ。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生日の前日における実行最恵国税率

(以下略)

第二三条 国際収支のための制限

1、本章の規定は、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げない。

(以下略)

第二四条 運用上の手続規則

合同委員会は、本協定の効力発生日に運用上の手続規則を採択する。両国の税関当局、第二七条に規定する権限ある政府当局及び関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、本章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二五条 財貿易小委員会

1、本章の規定を効果的に実施、運用するため、第一三条の規定に従って、財貿易についての小委員会を設置する。

(以下略)

第二六条 見直し

両国は、附属書一の表を含む本章の規定についての一般的な見直しは、この協定が効力を生ずる年から一〇年目の年に、または両国が合意する場合にはそれ以前にこれをなす。

第三章 原産地規則

第二七条 定義

本章の規定において、

(a)「権限ある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給についてまたは発給する団体の指定について責任を負う当局を意味し、日本国については経済産業省、タイについては商業省。

(b)「税関当局」とは、各締約国または第三国の法令に従い、関税に係る法令の運用及び執行について責任を負う当局を意味し、日本国については財務省、タイについては関税局。

(c)「輸出者」とは、輸出締約国に所在し、当該輸出締約国から産品を輸出する者を意味する。

(d)「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、以下のすべての要件を満たす工船及び船舶を意味する。

(i) 当該締約国において登録されている。

(ii) 当該締約国の国旗を掲げて航行する。

(iii) 当該締約国の国民または法人が五〇パーセント以上の持分を所有している。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七五パーセント以上が両締約国またはASEAN加盟国である第三国の国民である。

(e)「代替性のある産品」または「代替性のある材料」とは、それらの特性が本質的に同一の商取引において相互に交換することが可能な産品または材料をいう。

(f)「一般的に認められている会計原則」とは、締約国において一般的に認められている、または十分に権威のある支持を得ている会計原則を意味する。

(g)「輸入者」とは、輸入締約国の法令に従って当該輸入締約国に産品を輸入する者を意味する。

(h)「間接材料」とは、他の産品の生産、試験もしくは検査に使用される産品で、当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。または他の産品の生産に関連する建物の維持もしくは設備の稼働のために使用される産品も意味し、以下も含む。

(i) 燃料・エネルギー

- (ii) 工具、ダイス・鋳型
- (iii) 設備・建物の維持のために使用される予備部品・産品
- (iv) 生産の過程で使用される、または設備・建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全設備・備品
- (vi) 他の産品の試験・検査に使用される設備、装置・備品
- (vii) 触媒・溶剤
- (viii) 当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできる他の産品に組み込まれていないその他の産品
- (i) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品を意味する。
- (j) 「非原産材料」とは、(k) に規定する締約国の原産材料でない他の産品の生産に使用される産品を意味する。
- (k) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品を意味し、第二九条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものも含む。
- (l) 「船積用の梱包材料・梱包容器」とは、輸送中に産品を保護するために使用される産品で、第三七条に規定する小売用の包装材料・包装容器以外のものを意味する。
- (m) 「関税上の特惠待遇」とは、第一八条 1 の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率を意味する。
- (n) 「生産」とは、産品を得る方法を意味し、製造、組立、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁労、罾掛け、採集、収集、狩猟・捕獲を含む。

第二八条 原産品

- 1、本章に別段の定めがある場合を除き、以下のいずれかの産品は締約国の原産品とする。
 - (a) 当該締約国において完全に得られ、または生産される産品で、2 に定める産品
 - (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
 - (c) 非原産材料をその全部または一部使用して当該締約国において完全に生産される産品で、附属書二に定める品目別規則及び本章の他のすべての関連する要件を満たす産品
- 2、1 (a) の規定の適用上、以下に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、または生産される産品とする。
 - (a) 生きている動物で、当該締約国において生まれ、かつ成育されたもの
 - (b) 当該締約国において狩猟、罾掛け、漁労、採集または捕獲により得られた動物
 - (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
 - (d) 当該締約国において収穫、採取または採集される植物・植物性生産品
 - (e) 当該締約国において抽出され、または得られる鉱物その他の天然物質（(a) から (d) までに規定するものは除く）
 - (f) 当該締約国の船舶により、両国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上において (f) に規定する製品から生産される製品

(h) 当該締約国の領海外の海底またはその地下から得られる製品。ただし、当該締約国が当該海底またはその地下を開発する権利を有していなければならない。

(i) 当該締約国において収集される製品で、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復・修理が不可能であり、かつ処分または部品・原材料の回収のみに適する製品

(j) 当該締約国における製造もしくは加工作業または消費から生ずる屑・廃品で、処分または原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ回復・修理が不可能な製品から、当該締約国において回収される部品・原材料

(1) 当該締約国において (a) から (k) までに規定する製品のみから得られ、または生産される製品

3、1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類が変更される、または特定の製造・加工作業がなされることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4、(a) 1 (c) の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合、(b) の規定に従って算定される製品の原産率は当該製品の品目別規則に定める率以上でなければならない。

(b) 原産率は以下の計算式により算定する。

FOB-VNM

$$QVC = \frac{\text{FOB-VNM}}{\text{FOB}} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産率を意味する。

「FOB」とは、5に規定する場合を除き、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額を意味する。ただし、当該製品が輸出される際に軽減・免除された、または払い戻された内国税は含まない。

「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額を意味する。

5、(a) 製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4 (b) に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額。

(b) 製品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4 (b) に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6、4 (b) の規定に従って原産率を算定するにあたって、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、以下のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額で、当該製品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、相当の保険料、梱包費その他のすべての費用を含む価額

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、梱包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用は除外することができる。

7、 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4 (b) の規定に従って原産率を算定するにあたって、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8、 5 (b) または6 (a) の規定の適用において産品または非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するにあたって、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合または当該産品、もしくは非原産材料の取引が存在しない場合に適用する。

第二九条 累積 (加算)

産品が一方の締結国の原産品であるか否かを決定するにあたっては、当該一方の締結国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締結国の原産品は、当該一方の締結国の原産材料とみなすことができる。(編集部注/例えば日本の原料・部品を使ってタイで製造する場合、その原料・部品はタイの原産品とみなす)

第三〇条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則における特定の産品について、その価額、重量または容積による特定の比率が定められ、かつ当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該比率を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三一条 原産資格が与えられない作業

産品については、以下の作業がなされることのみによって、附属書二に定める関税分類の変更または特定の製造もしくは加工作業の要件を満たすことはできない。

(a) 輸送または保管の間に産品を良好な状態に保存する作業 (乾燥、冷凍、塩水漬け等) 他に類する作業

(b) 改装・仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶・ケース・箱詰め他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2 (a) の規定に従って一産品として分類される部

品・構成品の収集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a) から (f) までの作業の組み合わせ

第三二条 積送基準

1、 他方の締約国の原産品で、以下のいずれかの要件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送される。

(b) 積替え・一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合は、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業がなされていない。

2、 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合、当該原産品は当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三三条 分解状態にある産品

第二八条から第三一条までの関連規定の要件を満たし、かつ統一システムの解釈に係る通則2

(a)の規定によって完成品として分類される産品は、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三四条 在庫において混在している代替性のある産品・材料

1、 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料からなる代替性のある材料が産品の生産に使用される場合、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについて、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2、 締約国の原産品及び非原産品からなる代替性のある産品が在庫において混在している場合、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、またはいかなる作業（積卸し・良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く）もなされないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三五条 間接材料

間接材料については、生産される場所を問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三六条 附属品、予備部品及び工具

1、 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連関税分類の変更または特定の製造もしくは加工作業が行われたか否かを決定するにあたって、当該産品と共

に納入される附属品、予備部品または工具で、当該製品の標準的な附属品、予備部品または工具の一部を成すものについて、次の（a）及び（b）の要件を満たす場合は考慮しない。

（a）当該附属品、予備部品または工具が仕入書において当該製品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品または工具に係る仕入書が当該製品の仕入書と別立てにされない。

（b）当該附属品、予備部品または工具の数量・価額が当該製品について慣習的なものである。

2、 製品が原産率の要件の対象となる場合、当該製品の原産率を算定するにあたって、附属品、予備部品または工具の価額は、場合に応じて当該製品が生産される締約国の原産材料または非原産材料の価額として考慮する。

第三七条 小売用の包装材料・包装容器

1、 製品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連関税分類の変更または特定の製造もしくは加工作業がなされたか否かを決定するにあたって、小売用の包装材料・包装容器で、統一システムの解釈に係る通則5の規定に従って当該製品に含まれるものとして分類されるものは考慮しない。

2、 製品が原産率の要件の対象となる場合、当該製品の原産率を算定するにあたって、当該製品の小売用の包装材料・包装容器の価額は、場合に応じて当該製品が生産される締約国の原産材料または非原産材料の価額として考慮する。

第三八条 船積み用の梱包材料・梱包容器

船積み用の梱包材料・梱包容器は、

（a）製品の生産に使用されたすべての非原産材料については附属書二に定める関連関税分類の変更または特定の製造もしくは加工作業がなされたか否かを決定するにあたって考慮しない。

（b）製品の原産率を算定するにあたって考慮しない。

第三九条 関税特恵待遇の要求

1、 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を求める。

2、 以下の場合に、輸入締約国は輸入者に原産地証明書の提出を求めない。

（a）その課税価額の総額が二〇〇米ドル相当以下の輸入

（b）当該輸入締約国が原産地証明書の提出義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3、 輸出締約国の原産品が第三国を経由して輸入される場合、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、以下のいずれかの提出を求めることができる。

（a）通し船荷証券の写し

（b）当該第三国の税関当局その他の関連機関の証明書その他の情報で、当該第三国において

積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品に
対しなされていないことを証明するもの

第四〇条 原産地証明書

1、前条1に規定する原産地証明書は、輸出者または権限を与えられた代理人による文書に
よる申請に基づき、輸出締約国の権限ある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書
三に定める事項についての記載がなければならない。

2、輸出締約国の権限ある政府当局は、本条の規定の実施のために、自国の関係法令により
与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う団体を指定することができる。

3、輸出締約国の権限ある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書発給者として指定する
場合、当該輸出締約国は、輸入締約国に文書により当該団体（以下「指定団体」）について通報
する。

4、両国は、本章の規定の実施のために、本協定の効力発生日に第二四条に規定する運用上
の手續規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5、原産地証明書は英語で記入する。

6、発給された原産地証明書は、一回限りの輸入について適用され、かつ当該原産地証明書
の発給日から一二か月間有効とする。

7、輸出者が産品の生産者でない場合、当該輸出者は、以下のいずれかの申告書に基づいて
原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が権限ある政府当局または指定団体に提出する申告書で、当該産品の生産者
が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限ある政府当局または指定団体に直接
かつ任意に提出する申告書

8、原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者または輸出締約国に所在す
る生産者で7（b）に規定する者が、権限ある政府当局または指定団体に対し、輸出される産
品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後に発給される。

9、輸出締約国の権限ある政府当局は、当該政府当局または指定団体が使用する署名の見本
及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10、各締約国は、権限ある政府当局または指定団体が、その発給した原産地証明書について
の記録を当該原産地証明書の発給日から五年間保管するようにする。当該記録には、輸出締約国
の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四一条 照会に対する回答

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の産品の輸入者またはその代理人が必要なすべての情報
とともに文書によって申請する場合、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、
当該産品の輸入に先立ち、自国の法令に従って照会に対する回答をなすようにする。

第四二条 輸出に関する義務

原産地証明書の発給を受けた輸出者または輸出締約国に所在する生産者で、第四〇条 7 (b) に規定する者に以下を遂行させる。

(a) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った場合、当該輸出締約国の権限ある政府当局または指定団体に対し文書により遅滞なく通報する。

(b) 当該原産地証明書の発給日から五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに係る記録を保管する。

第四三条 原産地証明書に基づく確認要請

1、輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限ある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2、輸出締約国の権限ある政府当局は、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請を受けた日から三か月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに係る追加の情報を要請することができる。

3、輸出締約国の権限ある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者または当該輸出締約国に所在する生産者で第四〇条 7 (b) に基づく者に対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

4、1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を妨げない。

第四四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1、輸入締約国の税関当局は、以下をなすことができる。

(a) 輸出締約国の権限ある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者または当該輸出締約国に所在する生産者で第四〇条 7 (b) に規定する者の施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに係る情報を収集し、及び提供すること、ならびにそのため当該産品の生産に使用された設備を確認することを輸出締約国に対して要請する。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報で、権限ある政府当局または指定団体が所持する情報を提供することを輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の際に要請する。

(以下省略)

第四五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

(省略)

第四六条 秘密性

1、各締約国は、本章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持し、情報提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から当該情報を保護する。

2、輸入締約国の税関当局が本章の規定に従って入手した情報は、

(a) 本章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b) 当該情報が外交上の経路または要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ提供される場合を除くほか、裁判所または裁判官の行ういかなる刑事手続においても当該輸入締約国によって使用されてはならない。

第四七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

(省略)

第四八条 雑則（会計原則適用）

附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四九条 原産地規則小委員会

(省略)

第四章 税関手続

第五〇条 適用範囲

第五一条 定義

第五二条 透明性

第五三条 通関

第五四条 一時輸入及び通過物品

第五五条 協力及び情報の交換

第五六条 税関手続小委員会

(以上省略)

第五章 貿易取引文書の電子化

第五七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

第五八条 意見及び情報の交換

第五九条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

第六〇条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

第六一条 貿易取引文書電子化小委員会

(以上省略)

第六章 相互承認

第六二条 一般的義務

1、一方の締約国は、本章の規定に従い、他方の締約国において製造され、自国に輸入される製品について、適合性評価手続に係る自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続で、自国の登録当局もしくは指定当局による登録または指定を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果（証明書を含む）を受け入れる。

(以下略)

第六三条 適用範囲

1、本章の規定は、附属書四に規定する適合性評価機関の登録または指定及び製品または工程の適合性評価手続について適用する。附属書四は、第一部及び第二部から成る。

(以下略)

第六四条 定義

第六五条 適合性評価機関の登録または指定・取消

第六六条 相互承認小委員会

第六七条 連絡部局

第六八条一 一般的例外

第六九条 雑則

(以上省略)

第七〇条 秘密性

1、本章の規定に従って自国に秘密情報として提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2、当該情報が外交上の経路または要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ提供される場合を除くほか、裁判所または裁判官のなすいかなる刑事手続においても当該輸入締約国によって使用されてはならない。

第七章 サービス貿易

第七一条 一般原則

本章の一般原則。

(a) サービス貿易一般協定の前文第三段及び第五条の規定に従って、両国間のサービス貿易を自由化する。

(b) 両国がサービス及びサービス提供者の効率性、競争力及び多様性を向上させるための枠組みを提供する。

第七二条 適用範囲

1、本章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に適用する。

2、本章の規定は、以下には適用しない。

(a) 航空運送サービスについて運輸権に影響を及ぼす措置または運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、以下に掲げる事項に影響を及ぼすものは除く。

(i) 航空機の修理・保守サービス

(ii) 航空運送サービスの販売・マーケティング

(iii) コンピュータ予約システム・サービス

(b) 内航海運

(c) 締約国もしくは公的企業が交付する補助金または贈与（公的に支援される借款、保証、保険及び当該補助金または贈与を受ける場合に付されるあらゆる条件を含む）

(d) 出入国管理

(e) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置、及び市民権、居住または雇用に関する措置

(f) 政府調達

3、 サービス貿易一般協定金融サービスに係る附属書の規定を金融サービスについて準用する。[注/サービス貿易一般協定金融サービスに係る附属書四に規定する「小委員会」は、本協定の第一四章に規定する「仲裁裁判所」と読み替えるものとする。]

4、 本協定の規定（本協定に基づく権利及び義務がサービス貿易一般協定に規定されていない場合に限る）は、金融サービスについては適用しない。ただし第七七条、第八二条、第八九条、第九〇条4、第一〇四条、第一三章及び第一四章の規定についてはこの限りでない。

第七三条 定義

(省略)

第七四条 市場アクセス

1、 一方の締約国は、サービス提供の形態による市場アクセスについて、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

2、 市場アクセスに係る約束分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、次の措置を採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限

(b) サービスの取引総額または資産総額の制限

(c) サービス事業の総数または指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限

(d) 特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係する特定のサービス分野において雇用され、またはサービス提供者が雇用する自然人の総数の制限

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限または要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限

第七五条 内国民待遇

1、 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービス提供に影響を及ぼすすべての措置について、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2、 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか、形式的に異なる待遇を

与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3、一方の締約国が他方の締約国のサービスまたはサービス提供者に対して与える形式的に同一または異なる待遇により、競争条件が当該他方の締約国の同種サービスまたはサービス提供者と比較して自国のサービスまたはサービス提供者にとって有利となる場合、当該待遇は、自国のサービスまたはサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4、いずれの締約国も、両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となる他方の締約国の措置について、第一四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第七六条 追加的な約束

両国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に係る約束について交渉することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七七条 特定の約束に係る表

1、各締約国は、前三条の規定に基づく特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2、附属書五の特定の約束に係る表は、当該特定の約束をなした分野について、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件・制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

3、第七四条及び第七五条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七四条に係る欄に記載する。その記載は、第七五条の規定についての条件または制限でもありとみなす。

4、特定の約束をなし、かつ、「ss」と記載した分野または小分野に関しては、第七四条または第七五条の規定に適合しないすべての現行の措置を2 (a) 及び (b) に規定する条件・制限として記載する。

5、前三条の規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野または小分野についても、透明性の観点から附属書五の特定の約束に係る表に記載する。

6、特定の約束に係る表は本協定の附属書五に掲げる。

第七八条 特定の約束に係る表の修正

(省略)

第七九条 最恵国待遇

一方の締約国は、本協定の効力発生後に第三国とサービス貿易に係る協定を締結する場合に、

当該第三国とのサービス貿易に係る協定に定める待遇よりも不利でない待遇を本協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

第八〇条 国内規制

(省略)

第八一条 相互承認

1、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許または資格証明を与えるための自国の基準の全部または一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明を承認することができる。

2、調和その他の方法によりなすことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定もしくは取決めに基づいて、または一方的にこれをなすことができる。

3、一方の締約国は、第三国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定もしくは取決めに基づいて、または一方的に承認する場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八二条 透明性

すべての分野において、第七四条から第七六条までの規定に基づく義務に影響を及ぼすすべての関係法令を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生時に他方の締約国と交換され、及び公表されるものとし、必要に応じて将来の見直し及び改定の対象となる。

第八三条 独占及び排他的なサービス提供者

1、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するにあたって、自国の特定の約束に反する形態で活動しないようにする。

2、締約国の独占的なサービス提供者が当該締約国の特定の約束に従うべき自己の独占権の範囲外のサービスを提供するにあたって直接にまたは提携する会社を通じて競争する場合、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する形態で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないようにする。

3、一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1または2の規定に反する形態で活動していると信じられる理由がある場合、当該他方の締約国に対し、関連業務に係る特定情報の提供を要請することができる。

4、本条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち締約国が法令上または事実上、(a) 少数のサービス提供者を許可し、または設立し、かつ、(b) 自国の区域内でこれらのサ

ービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八四条 セーフガード措置

両国は、本協定の効力発生日から六か月以内にセーフガード措置に関する交渉を開始する協議する。当該交渉の結果は、第一七一条1の規定に従って本章に組み込まれる。

第八五条 支払及び資金の移転

1、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2、本章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下「基金」）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合または基金の要請による場合を除くほか、資本取引に係る本章の規定に基づく義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八六条 国際収支の擁護のための制限

1、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合または生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービス貿易に対する制限（取引のための支払または資金の移転に対するものを含む）を課することができる。

2、1に規定する制限は、以下のすべての要件を満たすものとする。

(a) 内国民待遇の原則に基づいて適用される。

(b) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われるようにするものである。

(c) 国際通貨基金協定に適合するものである。

(d) 他方の締約国の商業上、経済上または資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものである。

(e) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えない。

(f) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものである。

3、1に規定する制限を決定するにあたって、自国の経済・開発計画にとって重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし特定のサービス分野を保護するために当該制限を課してはならない。

4、1の規定に基づいて一方の締約国が課す制限、またはその変更について、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5、一方の締約国は、1の規定に従って制限を課する場合、他方の締約国の要請に基づき、自国が課した制限の見直しのため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

第八七条 利益の否認

1、一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、または支配されていると認めるときは、事前の通報及び協議を条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、本章の規定による利益を否認することができる。

2、一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、または支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、本章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該企業との取引を禁止する当該第三国に関する措置、または当該企業に対して本章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、もしくは当該措置を阻害するものを当該一方の締約国が採用し、または維持する場合

第八八条 サービス貿易小委員会

(省略)

第八九条 見直し

1、両国は、本協定の効力発生日から五年以内に、すべてのサービス分野（運送サービス、観光サービス、金融サービス、電気通信サービスを含む）についての一般的な見直しのための交渉を開始する。当該一般的な見直しには、「SS」と記載した約束の範囲の見直しを含める。

2、両国は、この協定の効力発生日から三年以内に、保守・修理サービス、卸売・小売サービス、賃貸サービスについての見直しのための別個の交渉を開始する。

3、1または2に規定する見直しには、1または2に規定するサービスに係る両国の附属書五の特定の約束に係る表に記載する約束の範囲、条件及び制限または追加的な約束の見直しを含め、1または2に規定する見直しは、サービス貿易一般協定に定める漸進的な自由化の原則を指針としてこれになされる。

4、両国は、本協定の効力発生日から五年以内に、第七二条4及び第八七条1の規定についての見直しのための交渉を開始する。

第八章 投資

第九〇条 適用範囲

1、本章の規定は、一方の締約国による以下に係る措置について適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c) 当該一方の締約国の区域内にある第一一条の規定の適用の対象となるすべての投資財産

2、本章のいかなる規定も、出入国管理に係る法令に基づく措置について締約国に義務を課するものではない。

3、本章の規定は、サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に係る一方の締約国による措置については適用しない。

4、3の規定にかかわらず、

(a) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分について、第九四条から第九六条まで、第一〇〇条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇五条から第一〇七条まで及び第一〇九条から第一一二条までの規定は、サービス分野（金融サービス分野を除く）における他方の締約国の投資家及びその投資財産に係る一方の締約国による措置について適用する。

(b) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分について、第九四条、第一〇二条、第一〇三条、第一〇五条、第一〇九条及び第一一二条の規定は、金融サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関する一方の締約国による措置について適用する。[注1 / (b)の規定の適用上、第一〇二条の規定に基づく補償がある場合、その額は、影響を受ける金融サービスを提供する企業の資産額と偶発債務を含む負債額との差から計算される純資

産額を超えてはならない。注2 / (b)に規定する投資財産は、本章における投資財産の定義に該当するもののうち、持分、再投資収益及び借入資本である永久債務に限る。]

5、第九三条及び第九六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に係る協定（その改正を含む）（以下「貿易関連知的所有権協定」という）第三条または第四条の規定に基づく義務の例外または特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

6、本章の規定は、政府機関が政府用として購入する物品及びサービスの調達（販売目的で購入するものを除く）を規律する法令または手続及び慣行については適用しない。

第九一条 定義

(a) (b) (省略)

(c) 「直接投資企業」とは、以下のいずれかの企業を意味する。

(i) 一方の締約国の投資家はその総持分の一〇パーセント以上を直接に所有する他方の締約国の区域内にある企業

(ii) 一方の締約国の投資家はその総持分の一〇パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に所有する他方の締約国の区域内にある企業

(d) 「直接投資家」とは、次のいずれかの投資家を意味する。

(i) 一方の締約国の区域内にある企業の総持分の一〇パーセント以上を直接に所有する他方の締約国の投資家

(ii) 一方の締約国の区域内にある企業の総持分の一〇パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に所有する他方の締約国の投資家

[注／この（c）及び（d）の規定の適用上、「間接に所有する」とは、一の企業または二以上の連続する企業を通じて投資家が企業の持分を所有すること（当該一の企業または二以上の連続する企業のそれぞれが次の企業の総持分の一〇パーセント以上を直接に所有する場合に限る。）を意味する。この場合における投資家による企業の持分の所有は、当該投資家の当該一の企業または二以上の連続する企業における持分比率に基づくものとする。これらの各企業における持分比率は、当該各企業の総持分の一〇パーセント以上が当該投資家に帰属するものとする。]

（e）（f）（g）（省略）

（h）「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて決定する自由利用可能通貨を意味する。

（i）「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分を意味する。

[注／第一一条の規定の適用上、「投資活動」には、第三国の投資家による投資活動を含め、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。]

（j）「投資財産」とは以下を意味する。

（i）直接投資家によって所有されている以下の資産

（a a）株式、出資その他の形態の直接投資企業の持分（その持分から派生する権利も含む）

（b b）直接投資企業の再投資収益

（c c）直接投資家と直接投資企業との間の債券、社債その他の債務証券及び貸付債権（これらの債務証券及び貸付債権から派生する権利を含む）

（ii）直接投資企業または直接投資家によって所有されている以下の資産で、当該直接投資家と当該直接投資企業との間の取引から生ずる資産

（a a）金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

（b b）その区域内において投資がなされる締約国の法令により認められる知的財産権

（c c）その区域内において投資がなされる締約国の法令または契約により与えられる権利（特許、免許、承認、許可等）

（d d）他のすべての資産（有体・無体動産・不動産双方）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権

（iii）投資家によって直接所有されている以下の資産

（a a）その当初の償還期間が三年以上である輸出物品の売手等の債権

（b b）その当初の償還期間が三年以上である輸入物品の買手等に対する債権

（c c）その当初の償還期間が五年以上である特定の事業計画に係る貸付債権

（d d）完成後引渡し契約に基づく権利

[注1／「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他の収益も含める。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。注2／前条1（c）の規定の適用上、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産も含める。]

(k) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の区域内において投資する、またはすでに投資した他方の締約国の国民または企業を意味する。ただし当該他方の締約国の区域内に所在する第三国の企業の支店を除く。

(l) (m) (n) (o) (省略)

(p) 「特定の事業計画に係る貸付債権」とは、一方の締約国の投資家が、他方の締約国の区域内に設立される企業に対し、当該企業が特定事業計画を実施することができるよう、定められた額の貸付けを実施し、かつ当該特定事業計画の資産が貸付の担保として提供されることを内容とする融資契約に基づく貸付債権（当該融資契約の開始日から五年以内に返済されるものを除く）を意味する。[注／(p)に規定する特定の事業計画は、経済的な価値が付加されるものでなければならず、純粋に金融取引のみをなすものであってはならない。]

(q) 「再投資収益」とは、直接投資企業から直接投資家に配当として分配されない収益または送金されない収益のうち、当該直接投資家の持分に応じた収益を意味する。

(r) 「輸出物品の売手等の債権」とは、一方の締約国に所在する輸出物品の売手またはサービス（金融サービスを除く。以下同じ）の提供者である投資家が、他方の締約国に所在する輸入物品の買手またはサービスの消費者に対し、当該投資家と当該輸入物品の買手またはサービスの消費者との間の物品またはサービスの売買契約に基づく支払の繰延べを認めることを内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手またはサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済されるものを除く）を意味する。

(s) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第九二条 本章の規定の遵守

(省略)

第九三条 内国民待遇

(省略)

第九四条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家または第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九五条 待遇に係る最低限度の基準

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ公平な待遇並びに十分な保護・保障を含む）を与える。

第九六条 最恵国待遇

(省略)

第九七条 特定措置の履行要求

1、本章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、または強制することを妨げない。

2、本章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与またはその継続の条件として、特定措置の履行要求を課し、または強制することを妨げない。

3、本条及び附属書六のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に係る協定（その改正を含む）に基づく両国の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第九八条 特定の約束に係る表

1、第九三条1並びに前条1及び2の規定に基づいてなす特定約束を自国の特定約束に係る表に記載する。

(以下省略)

第九九条 約束の修正

本章の規定に基づく特定の約束の修正・撤回は、第一七一条の規定に従ってこれをなす。両国は、当該修正・撤回のための交渉において、当該交渉前に附属書六の自国の特定の約束に係る表に定める水準よりも投資にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

第一〇〇条 待遇

一方の締約国は、投資活動について、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えた待遇の水準を自国の法令に従って維持する。

第一〇一条 透明性

(省略)

第一〇二条 収用及び補償

1、いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用もしくは国有化または同等の措置（以下「収用」という）を実施してはならない。ただし、(a) 公共の目的のためのものであり、(b) 差別的なものでなく、(c) 正当な法手続に従い、かつ、(d) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除く。

2、補償は、収用が公表された時または収用が行われた時のいずれか早い方の時点の収用投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3、補償は遅滞なく支払うものとし、収用する締約国の法令に従って妥当な利子を付ける。当該補償については、実際に換価し、自由利用可能通貨によって自由に移転し、ならびに収用された日の市場における為替相場により関係投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換できるものとする。

4、収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償額について、本条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用する締約国の裁判所の裁判を受け、またはその行政機関に対して申し立てる権利を有する。

第一〇三条 争乱からの保護

1、一方の締約国は、武力紛争または自国の区域内における革命、暴動、国内争乱もしくはこれらに類する事件その他の緊急事態により自国の区域内にある投資財産が損失または損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法について、自国または第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2、1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由利用可能通貨によって自由に移転することができるものとする。

第一〇四条 資金の移転

1、一方の締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ自由利用可能通貨によって自由になされるようにする。この資金の移転には以下を含める。

(a) 投資財産を維持し、または増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b) 利益、資本利得、配当、使用料、利息、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c) 投資財産の全部または一部の売却もしくは清算によって得られる収入

(d) 投資財産に関連する融資の返済その他の契約に基づく支払

(e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f) 前二条の規定に従ってなされる支払

(g) 第一〇六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2、いずれの一方の締約国も、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ自由利用可能通貨により移転日の市場における為替相場でなされることを妨げてはならない。

3、1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、以下の事項に係る自国の法律を公平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、または妨げることができる。

(a) 破産、債務不履行または債権者の権利の保護

- (b) 証券の発行、交換または取引
- (c) 刑事事件
- (d) 裁決手続における命令または判決の履行

第一〇五条 代位支払

1、一方の締約国またはその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、またはこれに関連する損害の填補に係る契約、保証契約または保険契約に基づいて支払をなす場合には、当該他方の締約国は、以下の承認をなす。

(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利または請求権の当該一方の締約国またはその指定する機関への譲渡を承認する。

(b) 当該一方の締約国またはその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利または請求権と内容及び範囲において同じ権利または請求権を行使する権利を有することを承認する。

2、前三条の規定は、1に規定する権利または請求権の譲渡に基づき一方の締約国またはその指定する機関に対してなされる支払及び支払われた資金の移転について準用する。

第一〇六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1、本章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争で、当該一方の締約国による本章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、またはその違反の疑いから生ずる損失または損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係る紛争を意味する。

2、投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

3、投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から六か月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所または行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資家は、当該投資紛争を以下のいずれかの国際的な調停または仲裁に付託することができる。

(a) 一九六五年三月一八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む）。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む）に基づく調停または仲裁。

(c) 一九七六年四月二八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む）に基づく仲裁

4～14、(省略)

15、本条の規定は、以下の投資紛争について適用しない。

(a) 本協定の効力発生前に生じた事態に起因する、または本協定の効力発生前にすでに解決

されている投資紛争

(b) 第九七条の規定に基づく義務に係る投資紛争

(c) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に係る措置以外の措置に関する投資紛争

第一〇七条 特別な手続

第九三条及び第九六条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと）を定めることができる。ただ

し、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第一〇八条 一時的なセーフガード措置

1、いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、国境を越える資本取引に係る第九三条の規定に基づく義務及び第一〇四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、または維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合またはそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済上又は資金上の危機をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2、1に規定する措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3、1に規定する措置を決定するに当たり、自国の経済開発にとって一層重要な分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該措置を採用し、または維持してはならない。

4、1の規定に基づいて採用し、もしくは維持する措置またはその変更については、他方の締約国に対し、速やかに通報する。

5、一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

6、本章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第一〇九条 信用秩序維持のための措置及び経済全般または為替相場の安定性を確保するための措置

1、本章の他の規定にかかわらず、次の措置をとることができる。

(a) 信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者または信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し、もしくは金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む）

(b) 経済全般または為替相場の安定性を確保するための措置

2、本章の他の規定に適合しない1に規定する措置は、本章の規定に基づく約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第一一〇条 収用を構成する租税に係る課税措置

1、第一〇二条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

2、1の規定が適用される場合、第九四条及び第一〇六条の規定を租税に係る課税措置について適用する。

3、(a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第一〇二条の規定を第一〇六条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

(b) 租税に係る課税措置につき第一〇二条の規定を援用しようとする投資家は、第一〇六条5の規定に基づく文書による要請をなした際に、当該課税措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限ある当局に事案を送付する。両締約国の権限ある当局が当該事案を検討しない場合、もしくは検討したが当該事案の送付を受けてから一八〇日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は同条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限ある当局」とは、両国とも財務大臣または財務大臣が委任した者を意味する。

第一一一条 環境に係る措置

自国の区域内における投資活動を奨励する手段として環境に係る措置の適用の免除その他の逸脱措置をとらない。

第一一二条 利益の否認

1、一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、または支配され

ており、かつ以下のいずれかの場合に該当すると認めるとき、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、本章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該企業との取引を禁止する当該第三国に関する措置、または当該企業もしくは当該投資財産に対して本章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、もしくは当該措置を阻害することとなる当該第三国に関する措置を当該一方の締約国が採用し、または維持する場合

2、一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、または支配されており、かつ当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動をしていないと認めるとき、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、本章の規定による利益を否認することができる。

第一一三条 投資小委員会

(省略)

第一一四条 見直し

両国は、本協定の効力発生日から五年以内に、第九三条及び第九七条の規定に従ってすべての非サービス分野においてなした約束の一般的な見直しのための交渉を開始するものとし、また、本協定の効力発生日から五年を経過した日より一年以内に、第九〇条4及び6ならびに第九六条の規定についての見直しのための交渉を開始する。

第九章 人の移動

第一一五条 適用範囲

1、本章の規定は、第一一七条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人で、他方の締約国に入国する自然人の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2、本章の規定は、両締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住または雇用に関する措置については適用しない。

3、本章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国または一時的な滞在を規制するための措置を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、または侵害するような形態で適用しないことを条件とする。[注/特定の国籍または市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍または市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、または侵害されているとはみなさない。]

第一一六条 定義

本章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第一一七条 特定の約束

1、以下に掲げるいずれかの区分に属する者についてなす特定の約束を附属書七に記載する。

(a) 他方の締約国の短期の商用訪問者

(b) 他方の締約国の企業内転勤者

(c) 他方の締約国の投資家

(d) 自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人

(e) 自国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術もしくは知識または産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する他方の締約国の自然人

(f) 他方の締約国の指導員

2、1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、附属書七に定める当該特定の約束の条件に従って入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、この章の規定に反しない入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令に従うことを条件とする。

3、附属書七に別段の定めがある場合を除き、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課してはならない。

第一一八条 人の移動に関する要件・手続

1、自国における就労に係る当初または更新の許可、ならびに自国における一時的な滞在中に係る資格の変更の許可について効果的な申請をなすために必要な要件及び手続に係る情報を本協定の効力発生日に公表し、または他方の締約国が利用できるようにする。

2、各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供する。

3、各締約国は、自国における就労に係る当初または更新の許可、ならびに自国における一時的な滞在中に係る資格の変更の許可について効果的な申請をなすことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入、または1に規定する現行の要件及び手続の変更を他方の締約国に速やかに通報する。

4、自国の権限ある当局が1に規定する申請について徴収する手数料が本章の規定に基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないようにする。

5、各締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に係る要件を簡素化し、かつ手続を円滑化するよう可能な限り努める。当該措置に関する特定の約束については附属書七に記載する。

第一一九条 相互承認

1、本章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許または資格証明を与えるための自国の基準の全部または一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明を承認することができる。

2、調和その他の方法による1の規定による承認は、両締約国間の協定もしくは取決めに基づいて、または一方的にこれをなすことができる。

3、一方の締約国は、第三国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定もしくは取決めに基づいて、または一方的に承認することとする場合、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育もしくは経験、満たされた要件または与えられた免許もしくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を与える。

第一二〇条 人の移動小委員会

(省略)

第一二一条 追加的な交渉

両国は本協定の効力発生日後に附属書七の規定に従って相互に交渉を開始する。

第一二二条 一般規定

1、両国は、本章の規定及び両国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、知的財産保護制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、ならびに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

2、本章に規定する知的財産とは、以下のすべての種類の知的財産をいう。

(a) 第一三〇条から第一三七条までの規定の対象となる知的財産

(b) 貿易関連知的所有権協定または貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づく知的財産

3、両国は、知的財産の保護に係る国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。

4、両国は、以下の国際協定及び以下に引用した国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。

(a) 貿易関連知的所有権協定

(b) ベルヌ条約

(c) パリ条約第一条から第二条まで及び第一九条の規定

第一二三条 定義

(a) 「ベルヌ条約」。(略)

(b) 「ニース協定」。(略)

(c) 「パリ条約」。(略)

(d) 「権利管理情報」とは、著作物、実演もしくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家もしくはレコード製作者、著作物、実演もしくはレコードに係る権利を有する者または著作物、実演もしくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字または符号を意味する。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演もしくはレコードの複製物に付される場合または著作物、固定された実演もしくはレコードを公開し、もしくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、固定された実演もしくはレコードとともに公開され、もしくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

(e) 「ストラズブール協定」。(略)

第一二四条 内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護について、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第一二五条 最恵国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護について、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第一二六条 手続の簡素化及び調和

1、知的財産保護制度の効率的な運用のため、知的財産に係る自国の行政上の手続を簡素化する。

2、特許の出願及び付与、ならびにその公開は、ストラズブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。商品・サービスに係る商標の登録出願及び登録ならびにその公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品・サービスの国際分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。

3、正規の国内出願とされるすべての特許出願または実用新案、意匠もしくは商標の登録出願が、パリ条約第四条に規定する優先権を生じさせるものと認められるようにする。[注／3の規定の適用上、「正規の国内出願」とは、結果のいかんを問わず、パリ条約の締約国または世界貿易機関の加盟国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願を意味する。]

第一二七条 透明性

知的財産保護制度の運用における透明性を促進するため、自国の法令に従い、以下の適切な措置をとる。

(a) 特許の出願及び付与、ならびに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願及び登録情報、ならびに権限ある当局が保有するこれらに係る一件書類に含まれている情報を公開し、または公衆が容易に利用することができるようにする。

(b) 税関当局が知的財産権の侵害物品の解放を差し止めることを求める申立てに係る情報について、公衆が容易に利用することができるようにする。

(c) 知的財産権の効果的な行使のための自国の活動情報（統計上の情報を含む）その他の知的財産保護制度についての情報を公衆が容易に利用することができるようにする。

第一二八条 知的財産保護の啓発促進

第一二九条 目的

(以上省略)

第一三〇条 特許

1、特許は、貿易関連知的所有権協定第二七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について与えられる。

2、特許出願に係る発明が、当該発明の特許出願日または優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願日の前に、いずれかの締約国または第三国において、公然知られており、または頒布された刊行物に記載され、もしくは電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようにされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとする。

3、特許出願に係る保護の対象が天然の微生物に関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないようにする。

第一三一条 意匠

1、貿易関連知的所有権協定第二五条の規定に従い、独自に創作された新規性または独創性のある意匠の保護について定める。

2、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願日または優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願日の前に、いずれかの締約国または第三国において、公然知られており、または頒布された刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとする。

3、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製または実質的に複製である意匠を用いており、または含んでいる製品を商業上の目的で製造、販売、または輸入することを防止する権利を有するようにする。

第一三二条 商標

1、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品またはサービスと同一または類似の商品またはサービスについて同一または類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防止する排他的権利を有するようにする。

2、少なくとも次のいずれか一方の場合には、他人の商品またはサービスを示すものとして、いずれかの締約国または第三国において広く認識されている商標と同一または類似の商標の登録を拒絶し、または取り消すことを定める。

(a) 当該同一または類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図または当該他人に損害を与える意図で使用される場合

(b) 公衆が当該商品またはサービスの所有者または出所に関して混同するおそれがある場合

第一三三条 著作権

1、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線または無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与するよう努める。

2、著作者、実演家またはレコード製作者によって許諾されておらず、かつ自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演またはレコードについてなされることを抑制する効果的な技術的手段によって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家またはレコード製作者が用いる技術的手段の回避を防ぐための十分な法的保護及び効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。

3、著作権または関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、または隠す結果となることを知りながら以下に掲げる行為を故意になす者がある場合に、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら以下に掲げる行為を故意になす者がある場合も同様とする。

(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去または改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去または改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演または固定された実演もしくはレコードの複製物を権限なく頒布する、頒布のために輸入する、放送する、公衆に伝達する、または公衆により利用が可能となる状態に置く。

4、各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体がなす活動を促進するための適切な措置をとる。

第一三四条 地理的表示

1、自国の法令に従い、かつ両国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に係る地理的表示を保護する。

2、両国は、地理的表示の保護に係る問題（その保護の強化を含む）について意見を交換す

る。

第一三五条 植物の新品種

1、 両国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識し、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されるようにする。

2、 各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、実行可能な限り早期に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

3、 第一二四条及び第一二五条の規定にかかわらず、一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類を制限することができる。

第一三六条 不正競争

1、 不正競争に対する効果的な保護について定める。

2、 工業上または商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、以下の不正競争行為は禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品または工業上もしくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品または工業上もしくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c) 商品の性質、製造方法、特徴、用途または数量について公衆を誤らせるような取引上の表示・主張

3、 2 (a) から (c) までに規定する不正競争行為を防止し、または処罰するために適切な救済について定める。

第一三七条 非開示情報の保護

貿易関連知的所有権協定第三九条の規定に従い、自国の法令に基づき開示されていない情報を十分かつ効果的に保護する。

第一三八条 国境措置に係る権利行使

1、 貿易関連知的所有権協定第五条及び第五二条の規定に従い、少なくとも商標権・著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を差し止めることに係る手続を定める。

2、 1に規定する手続において、当該手続の申立てをなした権利者に侵害の証拠の提出に過度に重い要件を課さないようにする。

3、 締約国の権限ある当局が商標権・著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を差し止めることを決定した場合、当該締約国の権限ある当局は、自国の法令に従い、当該侵害物品の荷送

人及び輸入者の氏名または名称及び住所を権利者に通報する。

4、商標権・著作権及び関連する権利が侵害される場合、自国の権限ある当局が、知的財産権を侵害された権利者による申立てを必要とすることなく、職権により国境措置を開始することができる。

5、例外的な場合を除き、自国の権限のある当局は商標権・著作権及び関連する権利の侵害物品の積戻しを許容しない。

第一三九条 民事上の救済に係る権利行使

知的財産の権利者が、その侵害活動を知っていた、または知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権侵害によって当該権利者が被った損害を補償するため賠償を請求する権利を有するようにする。

第一四〇条 刑事上の制裁に係る権利行使

1、故意かつ商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、集積回路の回路配置利用権ならびに植物の新品種に関連する権利が侵害される場合について、適用されるべき刑事上の手続及び刑罰を定める。

2、1に規定する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な禁固刑または罰金を含む。

3、各締約国は、自国の司法当局に対し、1に定める権利が侵害される場合においてすべての侵害物品、違反行為のために主として使用された関連する道具及び証拠書類の差押えを命じる権限を与える。

4、故意かつ商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物の新品種に関連する権利が侵害される場合について、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により刑事手続を開始することができるようにする。

第一四一条 権利行使に関する一般規定

両国は、知的財産権の行使のための効果的かつ適当な手段を提供する貿易関連知的所有権協定に基づく自国の義務を再確認する。両国は、知的財産権が私権であることを認め、権限ある当局と権利者との間の協力が知的財産権を効果的に行使するために重要であるとの見解を共有する。当該協力には、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるにあたって権限ある当局に支援をなすことを含める。

第一四二条 中小企業による知的財産権取得に対する支援

自国の法令に従い、中小企業が知的財産権を取得することを支援するために適切な措置（公的手数料の引下げを含める）をとる。

第一四三条 知的財産小委員会

(省略)

第一四四条 安全保障のための例外

本章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七三条の規定は、必要な変更を加えた上で本協定に組み込まれ、本協定の一部を成す。

第一章 政府調達

第一四五条 政府調達情報の交換

1、 両国は、それぞれ自国の法令に従い、適時かつ可能な限り英語により、政府調達に係る自国の法令、政策、慣行、現行の政府調達制度の改革について情報を交換する。

2、 各締約国は、情報交換のため及び特定の部門における調達機会について関心を有する他方の締約国の供給者に対する情報提供のために連絡部局を次のとおり指定する。日本国については外務省。タイについては財務省

第一四六条 政府調達小委員会

(省略)

第二章 競争

第一四七条 反競争的行為禁止による公正かつ自由な競争の促進

各締約国は、両国間の貿易及び投資の流れ、ならびに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。

第一四八条 反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に係る協力

(省略)

第一四九条 無差別待遇

各締約国は、国籍を理由とした差別なく、自国の競争に係る法令を適用する。

第一五〇条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第一五一条 第八条及び第一四章の規定の不適用

第八条及び第一四章の規定は、本章の規定については適用しない。

第一三章 協力

第一五二条 基本原則

(省略)

第一五三条 協力の分野

両国は、前条に定める原則に基づく平等な連携を強化するため、以下の分野において、両国政府間の協力を促進する。

- (a) 農業、林業、漁業
- (b) 教育、人材養成
- (c) ビジネス環境の向上
- (d) 金融サービス
- (e) 情報通信技術
- (f) 科学技術、エネルギー、環境
- (g) 中小企業
- (h) 観光
- (i) 貿易・投資の促進
- (j) 両国が合意するその他の分野

第一五四条 協力の範囲及び形態

本章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取決めで定める。

第一五五条 協力の実施

(省略)

第一五六条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利

1、本章の規定に基づく両国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとすることができる。

(以下省略)

第一五七条 協力小委員会

(省略)

第一五八条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、本章の規定については適用しない。両国は本章の規定の実施及び運用から生ずるいかなる問題についても協議する。

第一五九条 適用範囲

1、本協定に別段の定めがある場合を除くほか、本章の規定を、本協定の解釈または適用に関する両国間の紛争の解決に適用する。

2、本章のいかなる規定も、両国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両国の権利を損なわない。

(以下省略)

第一六〇条 協議

1、一方の締約国は、本協定の解釈または適用に係るいかなる問題についても、他方の締約国に対し文面により協議を要請することができる。

(以下省略)

第一六一條 斡旋、調停・仲介

1、いずれの締約国も、斡旋、調停または仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合には、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

(以下省略)

第一六二条 仲裁裁判所の設置

1、申立てをなす第一六〇条の規定に基づいて協議を要請した締約国は、次のいずれかの場合に、他方の締約国に対し文面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(以下省略)

第一六三条 仲裁裁判所の任務

(省略)

第一六四条 仲裁裁判手続

1、仲裁裁判は非公開とする。

2、仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条5に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

(以下省略)

第一六五条 仲裁裁判手続の終了

両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第一六六条 裁定の実施

(省略)

第一六七条 費用

両国が別段の合意をする場合を除き、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は両国が均等に負担する。

第一五章 最終規定

第一六八条 目次及び見出し

本協定の目次、本協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、本協定の解釈に影響を及ぼさない。

第一六九条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除き、本協定の実施及び運用についての一般的な見直しを本協定が効力を生ずる年から一〇年目の年に実施し、その後においては一〇年ごとに実施する。

第一七〇条 附属書及び注釈

本協定の附属書及び本協定中の注釈は、本協定の不可分の一部を成す。

第一七一条 改正

1、本協定は、両国間の合意により改正することができる。その改正は、両国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また両国が合意した日に効力を生ずる。

2、改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両国政府が交換することにより改正することができる。

(a) 附属書二

(b) 附属書三

(c) 附属書四第二部

第一七二条 効力発生

本協定は、本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両国政府が交換する日から三〇日目の日に効力を生ずる。本協定は次条の規定

に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第一七三条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文面による通告をなすことにより、本協定を終了させることができる。

(おわり)

●附属書七（第九章関連） 人の移動に係る特定の約束

第一部 日本国の特定の約束

A、 第一一七条の規定に基づく特定の約束

日本国は、以下の各節に規定する要件に従って入国及び一時的な滞在を求めるタイ人に対し、入国前に適当なビザを取得することを要求できる。

第一節 短期の商用訪問者

業務連絡（物品・サービス販売のための交渉を含む）その他これに類似する活動（日本において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む）に参加するため、日本国内で報酬を得ることなく、かつ一般公衆に対する直接の販売に従事せず、または自らサービスを提供することなく日本国に滞在するタイの自然人については、九〇日間（この期間は更新することができる）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 企業内転勤者

1、 タイ人（日本への入国及び日本における一時的な滞在に係る申請日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関または日本国内において投資する公私の機関によって雇用されている者に限る）で、当該公私機関の日本における支店もしくは代表事務所に転任する者、もしくは当該公私機関が所有または支配し、もしくは当該公私機関と関連し、かつ日本国において設立、もしくは組織される公私機関に転任する者については、日本における一時的な滞在の間に以下のいずれかの活動に従事する場合には、一年間または三年間（更新可）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 長として支店または代表事務所を管理する活動

(b) 役員または監査役として公私の機関を管理する活動

(c) 公私の機関の一または二以上の部門を管理する活動

(d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術・知識を必要とする活動で、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）で定められている「技術」の在留資格が認められる者

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動または日本以外の国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする活動で、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められる者

2、1(d) 及び(e)に規定する自然科学または人文科学に関する高度の水準の技術・知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育(学士)もしくはそれ以上の教育を修了しているか、少なくとも一〇年間当該活動に従事したことによって得た自然科学または人文科学の専門的な技術・知識を用いた活動を意味する。

第三節 投資家

日本における一時的滞在の間に以下のいずれかの活動に従事するタイ人については、一年間または三年間(更新可)、入国及び一時的滞在が許可される。

- (a) 日本における事業に投資してその経営に携わる活動
- (b) 日本における事業に投資している外国人に代わってその経営に携わる活動
- (c) 外国人が投資している日本における事業(含タイ・スパ・サービス)の管理。

第四節 自由職業サービスに従事するタイ人

日本の法律により法律、会計または税務のサービス提供者としての資格を有するタイ人で、日本における一時的滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者については、一年間または三年間(更新する可)、入国及び一時的滞在が許可される。

- (a) 日本の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に係る法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有していなければならない。
- (c) 日本の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (f) 日本の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節 日本にある公私機関との間の個人的な契約に基づいて、高度の水準の技術もしくは知識または産業上の特殊分野に属する専門的技能を必要とする業務活動に従事するタイ人

1、日本にある公私機関との間の個人的な契約に基づき、日本における一時的滞在の間にサービスの提供に係る以下のいずれかの業務活動に従事するタイ人については、一年間または三年間(更新可)、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づく物理学、工学その他の自然科学に係る高度の水準の技術または知識を必要とする活動

(b) 出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に係る高度の水準の知識を必要とする活動または日本以外の国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする活動

(c) 出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくタイ料理に係る専門的な技能を必要とする活動。ただし、当該活動に従事する自然人は以下の要件を満たしていなければならない。

(i) タイ料理人として五年以上の実務経験を有している（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む）。

(ii) 初級以上のタイ料理人としての技能水準証明書を取得している。

(iii) 日本への入国及び一時的滞在に係る申請日の直前の一年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けていた。

注1 / (c) の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬またはこれに相当するもの（現金によるものに限る）で、タイ国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものを意味する。

2、1 に規定する自然科学または人文科学に係る高度の水準の技術または知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然人が、大学教育（学士）もしくはそれ以上の教育を修了しているか、少なくとも一〇年間当該活動に従事したことによって得た自然科学または人文科学の専門的な技術または知識を用いる活動を意味する。

第六節 指導員

日本における一時的滞在中に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく以下のいずれかの活動に従事するタイ人については、一年間または三年間（更新可）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) タイ古典・伝統舞踊の指導活動

(b) タイ音楽の指導活動

(c) タイ料理の指導活動

(d) タイ式ボクシングの指導活動

(e) タイ語の指導活動

(f) タイ・スパ・サービスの指導活動

B、第一一八条の規定に基づく特定の約束

出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」

の在留資格に基づく入国及び一時的滞在の許可に係る教育上の要件を満たす上で、タイの大学を卒業したことを日本の大学を卒業したことに同等のものと認める。ただし、日本の当局が日本の法律に従って評価することを要件とする。

C、 第一二一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本は、第一二〇条の規定に基づいて設置される小委員会において、

(a) 本協定の効力発生後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、タイの介護福祉士の日本による受入れ可能性についてタイと交渉を開始する。

(b) 本協定の効力発生後二年以内に結論に達することを目的として、タイ・スパ・サービスのうち施術等のサービスを提供する者（タイ・スパ・セラピスト）の日本による受入れ可能性についてタイと交渉を開始する。

第二部 タイの特定の約束

A、 第一一七条の規定に基づく特定の約束

タイは、以下の各節に規定する要件に従って入国及び一時的滞在を求める日本人に対し、入国前に適当なビザを取得することを要求することができる。

第一節から第六節までの規定は、別段の定めがない限り、外国人が従事することを禁じられる職業に関する勅令（一九七九年）に規定する三九の職業を除き、すべての分野及び活動について適用する。

第一節 短期の商用訪問者

タイが第七七条の規定に基づき特定の約束をなした分野（業務上の拠点または駐在形態による提供に限る）及びすべての製造業の分野において、日本人（ノン・イミгранト・ビザを所持する者に限る）がタイにおいて業務上の拠点を設けるために入国し、及び商用の会合または業務連絡への参加、物品・サービスの販売・購入のための契約の締結、商用施設の訪問その他これらに類似する活動を目的としてタイに滞在する意図を有する場合、これらの活動が一般公衆に対する直接の販売・サービスの提供に関連しないときは、当該日本人については、当初の期間として九〇日を超えない期間（この期間は到着日から一年を超えない期間更新可）、入国及び一時的滞在が許可され、ならびに申請がある場合には就労許可が付与される。ただし、外国人就労法（一九七八年）に基づいて雇用局が定める基準及び移民法（一九七九年）に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていなければならない。

第二節 企業内転勤者

1、 タイが第七七条の規定に基づき特定の約束をなした分野（業務上の拠点を通ずる形態による提供に限る）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の法人の経営者もしくは役員に相当

する地位にある被用者または日本国の法人の専門家である日本国の自然人で、タイにおける業務上の拠点を通じてサービスを提供するため一時的に転任する者については、当初の期間として到着日から一年を超えない期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし以下を要件とする。

(a) 当該自然人が、入国に係る申請をなした日の直前の一年以上の期間にわたり、タイ国外にある当該法人によって雇用されている。

(b) 当該自然人がノン・イミгранト・ビザを所持している。

(c) 移民法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしている。

2、1 に規定する一時的滞在は、三回を限度として更新することができる。ただし、それぞれの更新の期間は一年を超えないものとする。

3、1 に規定する自然人については、申請がある場合には、当初の期間として一年間（この期間は現在の使用者との雇用関係を確認すること及びタイの関係法令（すなわち、外国人就労法その他の労働関係法令）に従うことを要件として、合計四年を超えない期間毎年更新することができる）、就労許可が付与される。

4、1 に規定する法人の支店または関連機関は、外国人一人につき三〇〇万バーツ以上に相当する外貨をタイに持ち込まなければならない。外国人の総数は一の支店または関連機関につき一〇人を限度とする。

第三節 投資家

1、タイが第七七条の規定に基づき特定の約束をなした分野（業務上の拠点形態による提供に限る）及びすべての製造業の分野において、以下のいずれかの者については、当初の期間として九〇日を超えない期間（この期間は到着日から一年を超えない期間更新可）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、以下のいずれかの者が、ノン・イミ格蘭ト・ビザを所持し、投資活動をなすことを目的としてタイに滞在する意図を有し、かつ移民法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていなければならない。

(a) タイにおいて投資した日本人

(b) タイにおいて投資した日本の法人の代表者または被用者である日本人。ただし以下の(i)から(iii)までに規定する者を除く。

(i) 日本に所在する第三国の法人の支店の代表者または被用者

(ii) すべての製造業の分野において、日本において実質的な事業活動をなしていない第三国の者によって所有または支配されている日本の法人の代表者または被用者

(iii) すべてのサービス分野において、第七章の規定による利益が第八七条の規定に基づいて否認される場合には、第三国の者によって所有または支配されている日本の法人の代表者または被用者

2、1 に規定する日本人については、申請がある場合に、当初の期間として九〇日を超えない期間（この期間は到着日から一年を超えない期間更新可）、就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準を満たしていなければならない。

第四節 自由職業サービスに従事する日本人

自由職業サービスに従事する日本人については約束しない。

第五節 タイにある公私機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術もしくは知識または産業上の特殊な分野における専門的技能を必要とする業務活動に従事する日本人

1、以下に掲げる小分野において、タイにある法人との間の雇用契約に基づいて雇用されている日本人で、ノン・イミгранト・ビザを所持する者については、当初の期間として九〇日を超えない期間または雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的滞在が許可されるものとし、申請がある場合には当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていなければならない。

- (a) コンピュータの機械設備設置に関連するコンサルタントサービス
- (b) ソフトウェア実行サービス
- (c) データ処理サービス（公共通信網を通じて提供されるものを除く）
- (d) データベース・サービス（公共通信網を通じて提供されるものを除く）
- (e) その他のコンピュータ・サービス（顧客の従業員に対するソフトウェアの研修サービス）
- (f) 一般経営コンサルタントサービス
- (g) エンジニアリング・サービス（土木サービス除く）
- (h) ホテル宿泊サービス
- (i) 飲食店サービス

2、1に規定する法人は、タイの法律に基づいて登記された有限責任会社で、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ外国人被用者一人につき二〇〇万バーツ以上の払込資本を有していなければならない。外国人の総数は一社につき一〇人を限度とする。

3、本節に規定する特定の約束は、以下の要件及び適用がある場合には第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する要件に従う。

(a) 1に規定する日本人が、第二節の注釈に規定する「専門家」についての要件を満たし、かつ入国申請日の直前の一年以上の期間にわたり関連する活動に従事していること。

(b) 1に規定する日本人が、関連する活動に係る必要な高等教育上の資格及び職業上の経験を有していなければならないこと。

(c) 関連サービスを提供するため雇用契約が締結されていなければならないこと。ただし、その契約の締結は、タイにおいて免許を受けた専門家として活動する権利が与えられることは意味しない。

第六節 指導員

1、以下に掲げる小分野において、タイで適正に設立され、及び登記されている教育機関に招

請され、または雇用される日本人で、ノン・イミгранト・ビザを所持する者については、当初の期間として到着日から六か月を超えない期間または雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていなければならない。

(a) 国際・国内学校教育サービス（「成人教育サービス」及び「その他の教育サービス」を除く）

(b) 技術及び職業教育サービス

(c) 高等教育サービス

(d) 専門的または短期課程の教育サービス

(e) その他の教育サービス

2、1 に規定する日本人は、適用がある場合には、そのような自然人を招請し、または雇用する教育機関及びタイ教育省が定める資格及び経験を有していなければならない。

3、適用がある場合には、第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する要件が適用される。雇用契約は、関連サービスを提供するために締結されなければならない。ただし、その契約の締結は、タイにおいて教育に携わる免許を取得する権利が与えられることを意味しない。

B、第一一八条の規定に基づく特定の約束

1、就労許可及びビザ申請

雇用者が外国人就労法第八節の規定に基づきタイにおいて就労許可を申請する場合、ビザ申請に係る証明は必要とされない。日本人が日本において就労に係るノン・イミгранト・ビザBを申請する場合には、同節の規定に基づく就労許可の申請に係る証明は通常必要とされない。

2、ビザ及び就労許可のためのワンストップサービス窓口の利用

(a) 以下の者は、ビザ及び就労許可のためのワンストップサービス窓口を利用することができる。

(i) タイに三〇〇万バーツ以上に相当する外貨を持ち込んでいる支店または関連機関の日本の企業内転勤者

(ii) 日本人で、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ二〇〇万バーツ以上の払込資本を有しているタイにおいて登記された公私機関との間の雇用契約に基づいて雇用されている者

(iii) 二〇〇万バーツ以上の払込資本を有している日本国の投資家

(b) (a) (i) から (iii) までの区分のいずれかに該当する日本人は、一時的な滞在許可及び就労許可を取得するため、日本国に随時通報されるタイの書類上の要件を満たさなければならない。

3、所得についての要件

タイは、日本国の自然人に対し、一時的滞在の延長を許可するための要件として、一か月当たり五万バーツを超える所得を有することを要求しない。

注／この2及び3に規定する金額は、小委員会において必要に応じて見直すことができる。

C、第一二一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

タイは、第一二〇条の規定に基づいて設置される自然人の移動に係る小委員会において、

(a) 本協定の効力発生後三年以内に結論に達することを目的として、滞在を許可するに当たって外国人一人につき四人のタイ人を雇用することに係る出入国要件について、当該要件を緩和するため日本と交渉を開始する。

(b) 本協定の効力発生後二年以内に結論に達することを目的として、就労許可の発給を一社につき最大一〇人とする人数制限について、当該人数制限を緩和するため日本と交渉を開始する。

(c) 本協定の効力発生後二年以内に結論に達することを目的として、日本の公私機関からタイにある当該機関の支店または関連機関に転任する意図を有する日本人に対する要件の水準を緩和する可能性について、日本と交渉を開始する。

(d) 本協定の効力発生後一年以内に結論に達することを目的として、外国人就労法第七節の規定に基づく労働省に対する通報手続を更に容易にし、かつ迅速にする可能性について、日本と交渉を開始する。

D、第一部A 第五節1(c)(i)に規定するタイ料理人としての技能水準証明書に係る特定の約束

1、タイは、日本の要請に基づき、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を所持し、かつ日本において就労することを希望する者の写真を添付した名簿を外交ルートを通じて日本国に送付する。

2、タイは、タイ料理人としての技能水準証明書を取得するための要件を変更する場合に、外交ルートを通じて当該変更する要件を事前に日本に通報する。

●附属書一（第二章関連） 第一八条に係る関税撤廃・引き下げ表

第一部 一般的注釈

1、第一八条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の3欄に掲げる次の区分、それぞれの表の4欄の注釈に定める条件及びそれぞれの表の5欄に掲げる関税率を適用する。

(a) Aに分類される原産品の関税については、本協定の効力発生日に撤廃する。

(b) Bに分類される原産品の関税については、表の5欄に定めるところに従い、毎年引き下げによって撤廃する。

(c) Pに分類される原製品の関税については、適用のある場合には表の4 欄の注釈及び表の5 欄に定めるところに従う。

(d) Q に分類される原製品の関税については、表の4 欄の関税割当に関する注釈及び適用のある場合には表の5 欄に定めるところに従う。

(e) Rに分類される原製品の関税については、表の4 欄の注釈に定めるところに従って交渉。

(d) X に分類される原製品は、関税の撤廃または引下げに係る約束及び交渉に係る約束の対象から除外。

2、本部及び第二部の規定に従ってなされる関税の撤廃または引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は四捨五入し、従量税の場合には、一銭未満の端数は四捨五入する。ただし、この規定は、第二部第二節の日本国の表の5 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定される統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原製品について課される関税については適用しない。

3、本部及び第三部の規定に従ってなされる関税の撤廃または引下げについては、従価税の場合には、〇・〇一パーセント未満の端数は四捨五入し、従量税の場合には、一サタン未満の端数は四捨五入する。ただし、この規定は、第三部第二節のタイの表において関税率表番号の二七一〇・一一一、二七一〇・一九二及び二七一〇・一九三に分類される原製品について課される関税については適用しない。

4、本附属書における記載は、二〇〇二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5、本附属書に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、本協定の効力発生日にこれをなす。

(b) その後の毎年の引下げは毎年四月一日にこれをなす。

6、(a) 本附属書の適用上、「年」とは、一年目については本協定の効力発生日からその後の最初の三月三十一日までを意味し、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する一二か月の期間を意味する。

(b) (a) の規定にかかわらず、第三部第一節9 (a) 、10 (a) 及び11 (a) に定める関税割当の実施に当たっては、「年」とは、一年目については本協定の効力発生日からその後の最初の一二月三十一日までを意味し、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する一二か月の期間を意味する。

7、関税割当の実施に当たっては、ある年が一二か月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する当該年の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減らす。このようにして減らした合計割当数量を第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位で表示した場合において、一・〇未満の端数があるときは四捨五入する。

第一節 日本国の表についての注釈

以下の1 から7までの規定に定める要件は、タイから輸入されるタイの原産品で、次節の日本国の表の4 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1、 両締約国は、五年目において、第一八条2 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2、 関税割当は以下の規定に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 一年目は四〇〇〇メートル・トン（以下、トン）

(ii) 二年目は五〇〇〇トン

(iii) 三年目は六〇〇〇トン

(iv) 四年目は七〇〇〇トン

(v) 五年目以降は毎年八〇〇〇トン

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

3、 関税割当は以下の規定に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 一年目は一〇〇トン

(ii) 二年目は一五〇トン

(iii) 三年目は二〇〇トン

(iv) 四年目は二五〇トン

(v) 五年目以降は毎年三〇〇トン

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

4、 両締約国は、五年目または両締約国が合意する年のいずれか早い年において、第一八条2 の規定に従って市場アクセスの条件の改善その他について交渉する。

5、 関税割当は以下の規定に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量は毎年一二〇〇トン。

(b) 枠内税率は一六・〇パーセント。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が

発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

6、関税割当は三年目から以下の規定に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 三年目は四〇〇〇トン

(ii) 四年目以降は毎年五〇〇〇トン

(b) 枠内税率は三年目の初日から一キログラムにつき七・六五円とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国がこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

7、関税割当は以下の規定に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量は毎年二〇万トンとする。

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。輸入締約国は関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については輸入締約国がこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

第二節 日本国の表

注／以下の産品については一部のみ掲載しています。

第一類 動物（生体） （略）

第二類 肉、食用のくず肉

牛肉（生鮮・冷蔵・冷凍） X [除外]

豚肉（生鮮・冷蔵・冷凍）

猪 A [無税]

その他 R 1 [割当要件]

羊・山羊肉 A [無税]

馬肉 A [無税]

鶏肉

未分割

生鮮・冷蔵 X [除外]

冷凍 P（一年目 11・3%から毎年引き下げ、六年目から 8・5%に）

分割・くず肉（生鮮・冷蔵）

骨付のもも R 1 [割当要件]

その他 P（一年目 11・3%から毎年引き下げ、六年目から 8・5%に）

分割・くず肉（冷凍）

肝臓 A [無税]

骨付のもも R 1 [割当要件]

その他 P（一年目 11・3%から毎年引き下げ、六年目から 8・5%に）

第三類 魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

魚（生体）

鑑賞魚 A [無税]

その他

うなぎ

養殖用稚魚 A [無税]

魚（生鮮・冷蔵／フィレ除く）

ひらめ・かれい類

ハリバット B [一年目 3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

まぐろ、かつお

びんながまぐろ X [除外]

きはだまぐろ R 1 [割当要件]

かつお R 1 [割当要件]

めばちまぐろ R 1 [割当要件]

くろまぐろ X [除外]

みなみまぐろ X [除外]

その他 X [除外]

コッド X [除外]

いわし

サルディノプス X [除外]

その他 B [一年目 3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

さば X [除外]

うなぎ B [一年目 3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

ふぐ B [一年目 3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

魚（冷凍／フィレ除く）

ひらめ・かれい類

ハリバット B [一年目 3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

まぐろ、かつお

びんながまぐろ R 1 [割当要件]

きはだまぐろ R 1 [割当要件]

かつお R 1 [割当要件]

めばちまぐろ X [除外]

くろまぐろ X [除外]

みなみまぐろ X [除外]

その他 X [除外]

コッド X [除外]

いわし

サルディノプス X [除外]

その他 B [一年目3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

さば X [除外]

うなぎ B [一年目3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

ふぐ B [一年目3・1%から引き下げ、八年目から無税に]

フィレその他の魚肉

生鮮・冷蔵フィレ

にしん X [除外]

くろまぐろ X [除外]

その他 B [一年目2・9%から引き下げ、六年目から無税に]

冷凍フィレ

まぐろ・かじき R 1 [割当条件]

みなみまぐろ・めかじき・めろ X

その他 B [一年目2・9%から引き下げ、六年目から無税に]

加工魚

魚粉・ミール・ペレット X [除外]

甲殻類

冷凍

ロブスター A [無税]

シュリンプ A [無税]

かに

たらばがに B [一年目3・3%から引き下げ、六年目から無税に]

ずわいがに R 1 [割当条件]

その他 A [無税]

その他

えび A [無税]

その他 B [一年目6・1%から引き下げ、八年目から無税に]

いか

冷凍

もんごういか B [一年目2・9%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 X [除外]

その他 X [除外]

たこ

冷凍 B [一年目3・8%から引き下げ、四年目から無税に]

その他 B [一年目9・1%から引き下げ、一一年目から無税に]

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ、他の類に該当しない食用の動物性生産品 殻つき鳥卵

孵化用 A [無税]

その他 R1 [割当要件]

殻なし

卵黄

乾燥 B [一年目17・6%から引き下げ、一六年目から無税に]

その他 B [一年目18・2%から引き下げ、一一年目から無税に]

天然はちみつ R1 [割当要件]

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く） A [無税]

第六類 生きている樹木その他の植物、りん茎、根、その他これらに類する物品、切花、装飾用の葉 A [無税]

第七類 食用の野菜・根・塊茎

ばれいしょ A [無税]

トマト B [一年目2・6%から引き下げ、八年目から無税に]

豆（生鮮・冷蔵） A [無税]

アスパラガス A [無税]

きのこ A [無税]

しいたけ X [除外]

スイートコーン B [一年目5・3%から引き下げ、八年目から無税に]

冷凍枝豆 B [一年目5・0%から引き下げ、六年目から無税に]

キャッサバいも

冷凍 A [無税]

粉・ペレット（飼料用） A [無税]

第八類 食用の果実、ナッツ、柑橘類の果皮、メロンの皮

カシューナッツ A [無税]

バナナ

生鮮 (4~9月輸入) Q2 [10%]

(10~3月輸入) Q2 [20%]

乾燥 A [無税]

パイナップル

生鮮 (900グラム未満) Q3

その他 X [除外]

乾燥 B [一年目6・0%から引き下げ、六年目から無税に]

グアバ・マンゴー・マンゴスチン A [無税]

西瓜 B [一年目5・3%から引き下げ、八年目から無税に]

メロン B [一年目5・3%から引き下げ、八年目から無税に]

パパイヤ A [無税]

ドリアン A [無税]

第九類 コーヒー、茶、マテ、香辛料

コーヒー豆

煎っていないもの A [無税]

煎ったもの R1 [割当要件]

香辛料

カレー B [一年目3・2%から引き下げ、八年目から無税に]

その他 A [無税]

第一〇類 穀物

小麦 X [除外]

ライ麦 A [無税]

大麦・裸麦 X [除外]

オート A [無税]

とうもろこし A [無税]

米 X [除外]

そば

播種用 A [無税]

その他 B [一年目7・9%から引き下げ、八年目から無税に]

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン、小麦グルテン、小麦粉・メスリン粉 X

[除外]

米粉 X [除外]

第一二類 採油用の種・果実、各種の種・果実、工業用または医薬用の植物、藁、飼料用植物
大豆 A [無税]

第一三類 ラック、ガム、樹脂その他の植物性の液汁・エキス
ラック A [無税]

第一四類 植物性の組物材料、他の類に該当しない植物性生産品
いぐさ B [一年目7・4%から引き下げ、八年目から無税に]
その他 A [無税]

第一五類 動物性または植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂、動物性または植物性の蠟

パーム油 A [無税]

ヤシ油 A [無税]

第一六類 肉、魚または甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
ソーセージ R 1 [割当要件]

鯉節 B [一年目6・0%から引き下げ、六年目から無税に]
かに

気密容器入り R 1 [割当要件]

ロブスター R 1 [割当要件]

えび

燻製・煮たもの・塩水漬け R 1 [割当要件]

その他 B [一年目4・2%から引き下げ、六年目から無税に]

いか燻製 R 1 [割当要件]

第一七類 糖類、砂糖菓子

粗糖

甘しや糖 R 4 [割当要件]

果糖 R 4 [割当要件]

砂糖 R 4 [割当要件]

第一八類 ココア及びその調製品

カカオ豆 A [無税]

第一九類 穀物・穀粉・澱粉・ミルクの調製品、ベーカリー製品

パスタ X [除外]

パン X [除外]

第二〇類 野菜、果実、ナッツ、その他植物の部分の調製品

果物ジャム（砂糖入り） B [一年目15・8%から引き下げ、一六年目から無税に]

混合ジュース

蔗糖含有率10%以下 B [一年目20・9%から引き下げ、一一年目から無税に]

第二一類 各種の調製食料品

インスタントコーヒー B [一年目7・7%から引き下げ、八年目から無税に]

活性酵母 R1 [割当要件]

醤油 B [一年目5・3%から引き下げ、八年目から無税に]

マヨネーズ B [一年目11・2%から引き下げ、八年目から無税に]

インスタントカレー B [一年目3・0%から引き下げ、六年目から無税に]

第二二類 飲料、アルコール、食酢

ビール A [無税]

清酒 X [除外]

ウイスキー A [無税]

ラム A [無税]

合成清酒・白酒 A [無税]

食酢 B [一年目4・0%から引き下げ、六年目から無税に]

第二三類 食品工業において生ずる残留物・くず、調製飼料

ふすま・ぬか A [無税]

バガス A [無税]

大豆油かす A [無税]

第二四類 たばこ、製造たばこ代用品

たばこ（製造たばこ除く）・くずたばこ

A [無税]

喫煙用たばこ X [除外]

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰、セメント

塩 X [除外]

硫黄 A [無税]

天然黒鉛 A [無税]

カオリン A [無税]

建築用岩石 A [無税]

石膏 A [無税]

石綿 A [無税]

雲母 A [無税]

第二六類 鉍石、スラグ、灰 A [無税]

第二七類 鉍物性燃料、鉍物油並びにこれらの蒸留物、瀝青物質並びに鉍物性蠟

石炭 A [無税]

コークス A [無税]

石油（原油） A [無税]

廃油 A [無税]

石油ガス A [無税]

第二八類 無機化学品、貴金属、希土類金属、放射性元素または同位元素の無機・有機の化合物 A [無税]

第二九類 有機化学品

炭化水素 A [無税]

メタノール A [無税]

エチレングリコール A [無税]

メントール B [一年目6・5%から引き下げ、一一年目から無税に]

フェノール A [無税]

グルタミン酸ソーダ B [一年目4・3%から引き下げ、六年目から無税に]

ビタミン A [無税]

抗生物質 A [無税]

第三〇類 医療用品 A [無税]

第三一類 肥料 A [無税]

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ A [無税]

第三三類 精油、レジノイド、調製香料、化粧品類

香水・オーデコロン A [無税]

スキンケア品 A [無税]

頭髪用調製品 A [無税]

第三四類 石鹼、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造蠟、調製蠟、磨き剤、蠟燭その他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス、プラスター歯科用調製品 A [無税]

第三五類 蛋白系物質、変性澱粉、膠着剤及び酵素

ゼラチン（写真用） A [無税]

調製膠着剤・接着剤 A [無税]

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金、調製燃料 A [無税]

第三七類 写真用または映画用の材料

A [無税]

第三八類 各種の化学工業生産品 A [無税]

第三九類 プラスチック及びその製品

エチレン重合体

比重が0・94未満のポリエチレン

塊・粉・粒 B [一年目5・4%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

比重が0・94以上のポリエチレン

塊・粉・粒 B [一年目5・4%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

エチレン・酢酸ビニル共重合体

塊・粉・粒 B [一年目2・3%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

オレフィン重合体

ポリプロピレン

塊・粉・粒 B [一年目5・4%から引き下げ、六年目から無税に]
その他 A [無税]
スチレン重合体
ポリスチレン
多泡性
塊・粉・粒 B [一年目3・3%から引き下げ、六年目から無税に]
その他 A [無税]
その他のもの
塊・粉・粒 B [一年目5・4%から引き下げ、六年目から無税に]
その他 A [無税]
SAN共重合体
塊・粉・粒 B [一年目2・6%から引き下げ、六年目から無税に]
その他 A [無税]
ABS共重合体
塊・粉・粒 B [一年目2・6%から引き下げ、六年目から無税に]
その他 A [無税]
塩化ビニル A [無税]
酢酸ビニル A [無税]
アクリル重合体 A [無税]
ポリアセタール・エポキシ樹脂・ポリカーボネート A [無税]
ポリアミド A [無税]
アミノ樹脂・フェノール樹脂・ポリウレタン A [無税]
シリコーン A [無税]
セルロース A [無税]
アルギン酸 A [無税]
プラスチック層 A [無税]
プラスチック管・ホース A [無税]
各種プラスチック製品 A [無税]

第四〇類 ゴム及びその製品 A [無税]

第四一類 原皮（毛皮を除く）及び革
（略）

第四二類 革製品及び動物用装着具ならびに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器ならびに腸の製品

動物用装着具 B [一年目0・9%から引き下げ、八年目から無税に]

携帯用化粧道具入れ B [一年目11・2%から引き下げ、八年目から無税に]

機械用革製品

ベルト B [一年目3・2%から引き下げ、八年目から無税に]

第四三類 毛皮・人造毛皮及びこれらの製品 (略)

第四四類 木材及びその製品ならびに木炭

木材 A [無税]

枕木 A [無税]

パーティクルボード

未加工

板状 B [一年目3・3%から引き下げ、一一年目から無税に]

その他 B [一年目2・7%から引き下げ、八年目から無税に]

繊維板 B [一年目1・4%から引き下げ、八年目から無税に]

合板 R1 [割当要件]

木製額縁 A [無税]

木製ケース A [無税]

木製建具・建築用木工品 A [無税]

木製食卓用品・台所用品 A [無税]

第四五類 コルク及びその製品 A [無税]

第四六類 藁、エスパルトその他の組物材料の製品ならびに籠細工物・枝条細工物

畳表 B [一年目5・3%から引き下げ、八年目から無税に]

かご細工物 A [無税]

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙 A [無税]

第四八類 紙及び板紙ならびに製紙用パルプ、紙または板紙の製品 A [無税]

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 A [無税]

第五〇類 絹及び絹織物

生糸

野蚕 A [無税]

その他 R 1 [割当要件]

絹糸 A [無税]

絹紡糸 A [無税]

絹織物 A [無税]

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸ならびにこれらの織物 A [無税]

第五二類 綿及び綿織物 A [無税]

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物ならびに紙糸及びその織物
A [無税]

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物 A [無税]

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物 A [無税]

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸ならびに紐、綱及びケーブルならび
にこれらの製品 A [無税]

第五七類 絨毯その他の紡織用繊維の床用敷物 A [無税]

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及び刺繍布 A [無
税]

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織
用繊維製品 A [無税]

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物 A [無税]

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限る） A [無税]

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く） A [無税]

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びボ
ロ A [無税]

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品ならびにこれらの部分品
スリッパ X [除外]

その他の室内用履物 B [一年目21・8%から引き下げ、一一年目から無税に]
スポーツシューズ B [一年目7・0%から引き下げ、八年目から無税に]

第六五類 帽子及びその部分品 A [無税]

第六六類 傘、杖、シートステッキ及び鞭ならびにこれらの部分品 A [無税]

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 A [無税]

第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 A [無税]

第六九類 陶磁製品 A [無税]

第七〇類 ガラス及びその製品
ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石 B [一年目7・0%から引き下げ、八年目から無税に]
その他のガラス製品 A [無税]

第七一類 天然・養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属ならびにこれらの製品、装身用模造細貨類並びに貨幣 A [無税]

第七二類 鉄鋼 A [無税]

第七三類 鉄鋼製品 A [無税]

第七四類 銅及びその製品 A [無税]

第七五類 ニッケル及びその製品 A [無税]

第七六類 アルミニウム及びその製品 [無税]

第七八類 鉛及びその製品 A [無税]

第七九類 亜鉛及びその製品 A [無税]

第八〇類 スズ及びその製品 A [無税]

第八一類 その他の卑金属及びサーメットならびにこれらの製品 A [無税]

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォークならびにこれらの部分品 A [無税]

第八三類 各種の卑金属製品 A [無税]

第八四類 原子炉、ボイラー及びエンジン類並びにこれらの部分品 A [無税]

第八五類 電気機器及びその部分品ならびに録音機、音声再生機ならびにテレビジョンの映像及び音声の記録用または再生用の機器ならびにこれらの部分品及び附属品 A [無税]

第八六類 鉄道用または軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道または軌道の線路用装備品及びその部分品ならびに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む） A [無税]

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両ならびにその部分品及び附属品 A [無税]

第八八類 航空機及び宇宙飛行体ならびにこれらの部分品 A [無税]

第八九類 船舶及び浮き構造物 A [無税]

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器ならびにこれらの部分品及び附属品 A [無税]

第九一類 時計及びその部分品
携帯用時計の革製またはコンポジションレザ製バンド・ブレスレットを除き
A [無税]

第九二類 楽器及びその部分品・付属品 A [無税]

第九三類 武器及び銃砲弾ならびにこれらの部分品及び附属品 A [無税]

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品ならびにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品ならびにプレハブ建築物
革製部分品を除き A [無税]

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用 A [無税]

第九六類 雑品

トラベルセット B [一年目4・6%から引き下げ、八年目から無税]

その他 A [無税]

第九七類 美術品、収集品及び骨董品 A [無税]

第三部 タイ国

第一節 タイ国の表についての注釈

以下の1 から15までの規定に定める要件は、日本から輸入される日本の原産品で、次節のタイ国の表の4 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を二〇・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

2、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を五・〇%から六年分割で（六年目に）〇%に引き上げる。

3、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を本協定発効日に〇%に引き上げる。

4、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を二七・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

5、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を四〇・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

6、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を三〇・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

7、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を六五・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

8、WTO合意下の関税割当数量内の輸入関税率を六〇・〇%から一一年分割で（一一年目に）〇%に引き上げる。

9、 関税割当は以下に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 一年目は四四万メートル・トン（以下、トン）

(ii) 二年目以降は輸入国が二〇〇四年三月に発足した日本・タイ鉄鋼対話のメンバーである政府職員及び鉄鋼専門家の提言を考慮し、前年に数量を決定する。提言がない場合はタイ国がその年の合計割当数量を元に適当な量を決定するが、特別な環境にある場合にはタイ国は速やかに日本側に翌年度の数量を通知する。

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

(d) 関税割当は一一年目から廃止する。

10、 関税割当は以下に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 一年目は二万トン

(ii) 二年目以降は輸入国が二〇〇四年三月に発足した日本・タイ鉄鋼対話のメンバーである政府職員及び鉄鋼専門家の提言を考慮し、前年に数量を決定する。提言がない場合はタイ国がその年の合計割当数量を元に適当な量を決定するが、特別な環境にある場合にはタイ国は速やかに日本側に翌年度の数量を通知する。

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

(d) 関税割当は一一年目から廃止する。

11、 自動車もしくは自動車部品・アクセサリ製造業者による自動車もしくは自動車部品・アクセサリ製造に使用するために輸入される原産品の関税割当は以下に従ってこれをなす。

(a) 合計割当数量はそれぞれ以下のとおりとする。

(i) 一年目は二万トン

(ii) 二年目以降は輸入国が二〇〇四年三月に発足した日本・タイ鉄鋼対話のメンバーである政府職員及び鉄鋼専門家の提言を考慮し、前年に数量を決定する。提言がない場合はタイ国がその年の合計割当数量を元に適当な量を決定するが、特別な環境にある場合にはタイ国は速やかに日本側に翌年度の数量を通知する。

(b) 枠内税率は無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当は、それぞれの輸出について輸出締約国が

発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当の証明書を発給してこれをなす。いずれか一方の締約国の要請があった場合、両締約国は関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため速やかに協議する。

(d) 関税割当は一一年目から廃止する。

12、関税率を以下のようにする。

(i) 本協定の発効日から輸入時の最恵国適用率、もしくは五%のどちらか低いほう。

(ii) 六年目から0%。

13、AFTA（六ヶ国の無関税化）完成時が二〇一〇年三月三十一日以前であれば、六年目から0%。AFTA完成時がそれより遅くなる場合はAFTA完成時から一二ヶ月後から0%。

14、AFTA完成時が二〇一〇年三月三十一日以前であれば、八年目から0%。AFTA完成時がそれより遅くなる場合はAFTA完成時から三六ヶ月後から0%。

15、両国は六年目において、第一八条2の規定に従って市場アクセスの条件の改善その他について交渉する。

第二節 タイ国の表

注／以下の産品は一部のみ掲載

第一類 動物（生体）（略）

第二類 肉、食用のくず肉

牛肉（生鮮・冷蔵・冷凍） B [一年目43・75%から引き下げ、八年目から無税に]

豚肉（生鮮・冷蔵・冷凍） B [一年目43・75%から引き下げ、八年目から無税に]

第三類 魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

魚（生鮮・冷蔵／フィレ除く）

しゃけ B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

まぐろ、かつお類 A [無税]

魚（冷凍／フィレ除く）

生鮮・冷蔵 P [5%]

冷凍 P [5%]

甲殻類

冷凍

ロブスター A [無税]

シュリンプ A [無税]

かに A [無税]

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ、他の類に該当しない食用の動物性生産品 幼児用粉ミルク B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く）

動物（魚除く）の腸・膀胱 B [一年目22・50%から引き下げ、三年目から無税に]

その他 A [無税]

第六類 生きている樹木その他の植物、りん茎、根、その他これらに類する物品、切花、装飾用の葉

生鮮切花の無税を除き、一年目25・00～49・09%から段階的引き下げ

第七類 食用の野菜・根・塊茎

大根 A [無税]

第八類 食用の果実、ナッツ、柑橘類の果皮、メロンの皮

栗 B [一年目8・00%から引き下げ、四年目から無税に]

温州みかん B [一年目33・33%から引き下げ、六年目から無税に]

ぶどう

生鮮 B [一年目25・00%から引き下げ、六年目から無税に]

乾燥 A [無税]

メロン B [一年目26・67%から引き下げ、三年目から無税に]

りんご A [無税]

さくらんぼ B [一年目33・33%から引き下げ、六年目から無税に]

桃 A [無税]

イチゴ A [無税]

第九類 コーヒー、茶、マテ、香辛料

コーヒー P6 [割当要件]

緑茶 P6 [割当要件]

第一〇類 穀物

米 P6 [割当要件]

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン、小麦グルテン

米粉 B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第一二類 採油用の種・果実、各種の種・果実、工業用または医薬用の植物、蕁、飼料用植物
大豆 P 3 [割当要件]

第一三類 ラック、ガム、樹脂その他の植物性の液汁・エキス
ラック A [無税]

第一四類 植物性の組物材料、他の類に該当しない植物性生産品
いぐさ B [一年目 25・00%から引き下げ、六年目から無税に]

第一五類 動物性または植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂、動物性または植物性
の蠟
魚肝油（食用） B [一年目 6・00%から引き下げ、五年目から無税に]

第一六類 肉、魚または甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
ソーセージ B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]
さけ調製品 B [一年目 17・14%から引き下げ、七年目から無税に]
かに A [無税]

第一七類 糖類、砂糖菓子
砂糖菓子 B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第一八類 ココア及びその調製品
ココア A [無税]

第一九類 穀物・穀紛・澱粉・ミルクの調製品、ベーカリー製品
小売用乳児用ミルクフード B [一年目 4・17%から引き下げ、六年目から無税に]
パスタ（卵入り） B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]
ビスケット B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

第二〇類 野菜、果実、ナッツ、その他植物の部分の調製品
果物ジャム（砂糖入り） B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]
みかんジュース B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第二一類 各種の調製食料品
インスタントコーヒー P 5 [割当条件]
活性酵母 B [一年目 7・50%から引き下げ、四年目から無税に]

醤油 B [一年目25・50%から引き下げ、六年目から無税に]

インスタントカレー B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

アイスクリーム B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第二二類 飲料、アルコール、食酢

ミネラル水 B [一年目1・82%から引き下げ、一一年目から無税に]

甘味水 B [一年目25・71%から引き下げ、七年目から無税に]

ビール B [一年目50・00%から引き下げ、六年目から無税に]

ワイン B [一年目54・55%から引き下げ、一一年目から無税に]

ウイスキー B [一年目50・00%から引き下げ、六年目から無税に]

食酢 B [一年目54・55%から引き下げ、一一年目から無税に]

第二三類 食品工業において生ずる残留物・くず、調製飼料 飼料

犬猫用 A [無税]

その他 B [一年目7・50%から引き下げ、六年目から無税に]

第二四類 たばこ、製造たばこ代用品 [除外]

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰、セメント

塩 B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

石英 A [無税]

アルミナセメント B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

第二六類 鉍石、スラグ、灰 A [無税]

第二七類 鉍物性燃料、鉍物油並びにこれらの蒸留物、瀝青物質並びに鉍物性蠟

石炭 A [無税]

廃油 B [一年目15・00%から引き下げ、四年目から無税に]

石油ガス A [無税]

第二八類 無機化学品、貴金属、希土類金属、放射性元素または同位元素の無機・有機の化合物 A [無税]

第二九類 有機化学品

エチレン B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]

ベンゼン B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]
トルエン B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]
キシレン B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]
スチレン B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]
塩化ビニル B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]
メタノール A [無税]
エチレングリコール A [無税]
メントール B [一年目4・00%から引き下げ、五年目から無税に]
フェノール A [無税]
アミノ酸 A [無税]
ビタミン A [無税]
抗生物質
ペニシリン B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]
その他 A [無税]

第三〇類 医療用品

ワクチン A [無税]
混合薬 B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]
歯科用セメント B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]
救急箱 B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

第三一類 肥料

尿素 B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]
硫化アンモニア B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]
塩化窒素 B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

なめし液 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]
染色液（植物・動物由来） B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]
合成染色液
ディスパーズ A [無税]
アシド B [一年目4・55%から引き下げ、一一年目から無税に]
二酸化チタンベース顔料 A [無税]
ポリエステル塗料 B [一年目9・09%から引き下げ、一一年目から無税に]
アクリル塗料 B [一年目9・09%から引き下げ、一一年目から無税に]

絵の具 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

印刷用インキ

黒 A [無税]

その他 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

第三三類 精油、レジノイド、調製香料、化粧品類

香水・オーデコロン B [一年目36・36%から引き下げ、一一年目から無税に]

口紅 B [一年目36・36%から引き下げ、一一年目から無税に]

マニキュア B [一年目36・36%から引き下げ、一一年目から無税に]

シャンプー B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

歯磨き粉 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

髭剃りクリーム B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

入浴剤 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

コンタクトレンズ B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

第三四類 石鹼、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造蠟、調製蠟、磨き剤、蠟燭その他
これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス、プラスター歯科用調製品

石鹼 B [一年目12・50%から引き下げ、六年目から無税に]

有機界面活性剤 B [一年目12・50%から引き下げ、六年目から無税に]

繊維用潤滑剤 A [無税]

靴・皮革用磨き剤 B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

ローソク B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

第三五類 蛋白系物質、変性澱粉、膠着剤及び酵素

魚膠 B [一年目一キログラム9・17パーツから引き下げ、六年目から無税に]

調製膠着剤・接着剤 A [無税]

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金、調製燃料

マッチ B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

第三七類 写真用または映画用の材料

写真板・フィルム

X線用 A [無税]

簡易印刷フィルム B [一年目15・00%から引き下げ、四年目から無税に]

カラー写真用 B [一年目15・00%から引き下げ、四年目から無税に]

写真フィルム (ロール)

カラー写真用 B [一年目15・00%から引き下げ、四年目から無税に]
写真用化学剤 B [一年目15・00%から引き下げ、四年目から無税に]

第三八類 各種の化学工業生産品

人工グラファイト A [無税]

電極用炭素板 A [無税]

活性炭 A [無税]

殺虫剤 A [無税]

殺菌剤 A [無税]

除草剤 A [無税]

繊維・紙・皮革仕上げ剤

アミラーゼ B [一年目3・33%から引き下げ、三年目から無税に]

その他 A [無税]

金属表面洗剤 A [無税]

アンチノック剤 B [一年目3・75%から引き下げ、三年目から無税に]

消火剤 A [無税]

鋳型成型用固結剤 A [無税]

第三九類 プラスチック及びその製品

エチレン重合体

ポリエチレン B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

エチレン・酢酸ビニル共重合体 B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

オレフィン重合体

ポリプロピレン B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

スチレン重合体

ポリスチレン B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

ポリ塩化ビニル B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

ポリアセタール・エポキシ樹脂・ポリカーボネート B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

ポリアミド B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

アミノ樹脂・フェノール樹脂・ポリウレタン B [一年目18・18%から引き下げ、一一年目から無税に]

シリコーン

石油樹脂 A [無税]

その他 B [一年目9・09%から引き下げ、一一年目から無税に]

セルロース B [一年目 4・55%から引き下げ、一一年目から無税に]
アルギン酸 B [一年目 4・55%から引き下げ、一一年目から無税に]
プラスチック屑 B [一年目 27・27%から引き下げ、一一年目から無税に]
プラスチック管・ホース B [一年目 27・27%から引き下げ、一一年目から無税に]
各種プラスチック製品 B [一年目 4・55～27・27%から引き下げ、一一年目から無税に]

第四〇類 ゴム及びその製品

コンパウンドゴム B [一年目 10・42%から引き下げ、六年目から無税に]
ヴァルケナイズゴム糸・コード B [一年目 13・13%から引き下げ、四年目から無税に]
コンベアベルト A [無税]

第四一類 原皮（毛皮を除く）及び革 （略）

第四二類 革製品及び動物用装着具ならびに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器ならびに腸の製品

動物用装着具 B [一年目 26・25%から引き下げ、八年目から無税に]
トランク・スーツケース・ブリーフ
ケース・ランドセル
革張り B [一年目 26・25%から引き下げ、八年目から無税に]
プラスチック・繊維素材張り B [一年目 35・00%から引き下げ、八年目から無税に]
ハンドバッグ
革張り B [一年目 26・25%から引き下げ、八年目から無税に]
プラスチック・繊維素材張り B [一年目 35・00%から引き下げ、八年目から無税に]
ベルト・バンド B [一年目 26・25%から引き下げ、八年目から無税に]

第四三類 毛皮・人造毛皮及びこれらの製品 （略）

第四四類 木材及びその製品ならびに木炭

木材 A [無税]
繊維板 B [一年目 10・94%から引き下げ、八年目から無税に]
合板 B [一年目 10・94%から引き下げ、八年目から無税に]
木製額縁 B [一年目 17・78%から引き下げ、九年目から無税に]
木製ケース B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税に]
木製食卓用品・台所用品 B [一年目 7・78%から引き下げ、九年目から無税に]

第四五類 コルク及びその製品 (略)

第四六類 藁、エスパルトその他の組物材料の製品ならびに籠細工物・枝条細工物
畳表 B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
パルプ

非針葉樹 B [一年目0・75%から引き下げ、四年目から無税に]

その他 A [無税]

古紙 A [無税]

第四八類 紙及び板紙ならびに製紙用パルプ、紙または板紙の製品
新聞紙

平米55g以下 B [一年目0・29バーツ/kgから引き下げ、九年目から無税に]

平米55g超 B [一年目6・25%から引き下げ、六年目から無税に]

筆記・印刷用非コート紙・ペーパーボード B [一年目6・25%から引き下げ、
六年目から無税に]

ティッシュ・ナプキン

非着色・模様 B [一年目6・25%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 B [一年目10・42%から引き下げ、六年目から無税に]

非コート・クラフト紙 B [一年目6・25%から引き下げ、六年目から無税に]

その他非コート紙 B [一年目6・25%から引き下げ、六年目から無税に]

段ボール紙 B [一年目6・25%から引き下げ、六年目から無税に]

カーボン紙 B [一年目10・42%から引き下げ、六年目から無税に]

壁紙 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

封筒・葉書 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

トイレットペーパー B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

カートン B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

ノート類 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図
及び図案

書籍・リーフレット・パンフレット

一枚もの

タイ語含む B [一年目13・64%から引き下げ、一一年目から無税に]

その他 A [無税]

その他

辞書・辞典

タイ語含む B [一年目13・64%から引き下げ、一一年目から無税に]

その他 A [無税]

新聞・定期刊行物 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

絵本 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

音楽本 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

地図 B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

建築・工学・工業・商業用プラン・ドローイング B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

カレンダー B [一年目12・50%から引き下げ、六年目から無税に]

第五〇類 絹及び絹織物

生糸（燃っていないもの） X [除外]

その他 A [無税]

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸ならびにこれらの織物 A [無税]

第五二類 綿及び綿織物 A [無税]

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物ならびに紙糸及びその織物
A [無税]

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物 A [無税]

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物 A [無税]

第五六類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸ならびに紐、綱及びケーブルならびにこれらの製品

不織布（人工繊維）平米当たり25g超・70g以下 B [一年目10・42%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

第五七類 絨毯その他の紡織用繊維の床用敷物 A [無税]

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及び刺繍布 A [無税]

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 A [無税]

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物 A [無税]

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限る） A [無税]

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く） A [無税]

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びボ
ロ

梱包用袋・バッグ

ジュート製 A [無税]

その他 B [一年目 8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品ならびにこれらの部分品

底・上部がゴム・プラスチックの防水靴 B [一年目 26・25%から引き下げ、
八年目から無税に]

底・上部がゴム・プラスチックのその他靴 B [一年目 26・25%から引き下
げ、八年目から無税に]

ゴム・プラスチック・革底の靴 B [一年目 27・27%から引き下げ、一一年目から無税に]

ゴム・プラスチック・革底で上部が繊維素材の靴 B [一年目 26・25%から
引き下げ、八年目から無税に]

その他靴 B [一年目 26・25%から引き下げ、八年目から無税に]

靴部品

ゴム・プラスチック底 [一年目 8・33%から引き下げ、八年目から無税に]

その他 B [一年目 8・75%から引き下げ、八年目から無税に]

第六五類 帽子及びその部分品

フェルトのフォーム・ボディ・フード A [無税]

ストライプ組み帽子型 B [一年目 6・67%から引き下げ、三年目から無税に]

フェルト帽子 B [一年目 26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

ストライプ組み帽子 B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第六六類 傘、杖、シートステッキ及び鞭ならびにこれらの部分品

傘 B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

杖 B [一年目20・00%から引き下げ、三年目から無税に]

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

造花 B [一年目25・00%から引き下げ、六年目から無税に]

鬘用人髪その他素材 B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

鬘・付け髭・付け睫毛 B [一年目26・67%から引き下げ、九年目から無税に]

第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

自然石の置物・緑石・板石 B [一年目16・67%から引き下げ、六年目から無税に]

第六九類 陶磁製品

瓦 B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

実験室・化学用陶磁器 B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

衛生陶磁器 B [一年目22・50%から引き下げ、四年目から無税に]

テーブルウェア・キッチンウェア B [一年目20・00%から引き下げ、三年目から無税に]

第七〇類 ガラス及びその製品

自動車用安全ガラス B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

自動車用ミラー B [一年目8・33%から引き下げ、六年目から無税に]

グラスウェア B [一年目20・0%から引き下げ、三年目から無税に]

研究室・衛生・薬学用ガラス器 B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

ビーズ・模造真珠 B [一年目0・88%から引き下げ、八年目から無税に]

グラスファイバー B [一年目3・75%から引き下げ、四年目から無税に]

第七一類 天然・養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属ならびにこれらの製品、装身用模造細貨類並びに貨幣

天然真珠 A [無税]

養殖真珠

未加工 A [無税]

加工物 B [一年目9・38%から引き下げ、四年目から無税に]

工業用ダイヤモンド A [無税]

第七二類 鉄鋼

1、基礎素材、粒状・粉条製品

銑鉄 A [無税]

鉄合金 A [無税]

鉄鉱石から直接還元した鉄製品 A [無税]

鉄スクラップ A [無税]

2、鉄・非合金鋼

インゴット A [無税]

半製品 A [無税]

厚さ60ミリ以上の鋼板

レリーフパターンのある熱延以下の加工度のコイル P [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

その他

厚さ4・75ミリ以上

厚さ6ミリ以上・炭素含有率0・03%以上 A [無税]

厚さ6ミリ未満・炭素含有率0・03%未満 Q9 [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

厚さ3～4・75ミリ

厚さ4ミリ以上・炭素含有率0・6%以上 A [無税]

厚さ4ミリ未満・炭素含有率0・6%以上 A [無税]

その他 Q9 [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

厚さ3ミリ未満

厚さ2ミリ以上・炭素含有率0・6%以上 A [無税]

厚さ1・2～2ミリ・炭素含有率0・6%以上 A [無税]

厚さ1・2ミリ未満・炭素含有率0・6%以上 A [無税]

その他 Q9 [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

その他熱延コイル

厚さ10ミリ超

厚さ19ミリ超・炭素含有量0・03%未満 A [無税]

厚さ4・75～10ミリ

冷延用・TMBP A [無税]

冷延用 Q10 [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

冷延用・TMBP A [無税]

鍛造棒鋼 P [一〇年目まで5・0%、一一年目から無税に]

形鋼 P [九年目まで10・0%、一〇年目から無税に]

ワイヤ P [一年目7・5%、二～八年目5・0%、九年目2・5%、一〇年目から無税に]

3、ステンレス鋼

インゴット A [無税]

幅600ミリ以上の鋼板

熱延以下の加工度 A [無税]

冷延以下の加工度

厚さ4・75ミリ以上 P [一！

8年目5・0%、九年目2・

5%、一〇年目から無税に]

熱延棒鋼 B [0・83%から引き下

げ、六年目から無税に]

冷間棒鋼 P [一～八年目5・0%、九年目2・5%、一〇年目から無税に]

形鋼

圧延以下 P [六年目まで5・0%、七年目から無税に]

その他 P [一～八年目5・0%、九年目2・5%、一〇年目から無税に]

ワイヤ P [一年目7・5%、二～八年目5・0%、九年目2・5%、一〇年目から無税に]

4、その他

電磁鋼板 A [無税]

第七三類 鉄鋼製品

シートパイリング P [一～八年目10・0%、九年目5・0%、一〇年目から無税に]

アングル P [一～八年目10・0%、九年目5・0%、一〇年目から無税に]

鉄道レール A [無税]

パイプライン用パイプ A [無税]

ドリルパイプ A [無税]

フィッティング

フランジ P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税に]

構造

橋梁 P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税に]

塔 P [一～八年目20・0%、九年目10・0%、一〇年目から無税に]

ドア・窓/同枠 P [一～八年目20・0%、九年目10・0%、一〇年目から無税に]

撚りワイヤ・ロープ P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税に]

ローラーチェーン P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税に]

釘・ねじ・ボルト・ナット P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税

に]

縫い針 P [一～八年目20・0%、九年目10・0%、一〇年目から無税に]

バネ P [一～八年目15・0%、九年目7・5%、一〇年目から無税に]

衛生機器 P [一～八年目20・0%、九年目10・0%、一〇年目から無税に]

第七四類 銅及びその製品

銅マット B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

セメント銅 B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

銅極 P12 [一～五年目5・0%、六年目から無税に]

銅ワイヤ P12 [一～五年目5・0%、六年目から無税に]

ビレット A [無税]

真鍮 B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

青銅 B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

銅ニッケル合金 B [一年目0・67%、二年目0・33%、三年目から無税に]

銅スクラップ B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

銅線 B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

銅管

精錬銅 B [一年目4・17%、二年目3・33%、三年目2・0%、四年目1・67%、五年目0・83%、六年目から無税に]

その他 B [一年目3・33%、二年目1・67%、年目から無税に]

ネジ・ボルト・ナット B [一年目8・33%、二年目4・67%、三年目5・0%、四年目3・33%、五年目1・67%、六年目から無税に]

台所・卓上用品 B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

第七五類 ニッケル及びその製品

チューブ・パイプ B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

フィッティング B [一年目14・17%、二年目11・33%、三年目8・5%、四年目5・67%、五年目2・83%、六年目から無税に]

第七六類 アルミニウム及びその製品

未加工アルミ B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

スクラップ B [一年目0・75%、二年目0・5%、三年目0・25%、四年目から無税に]

粉・フレーク B [一年目0・67%、二年目0・33%、三年目から無税に]

棒・ワイヤ B [一年目4・17%、二年目3・33%、三年目2・5%、四年目1・67%、五年目0・83%、六年目から無税に]

板・フォイル B [一年目6・25%、二年目5・0%、三年目3・75%、四年目2・5%、五年目1・25%、六年目から無税に]

チューブ・パイプ B [一年目4・17%、二年目3・33%、三年目2・5%、四年目1・6

7%、五年目0・83%、六年目から無税に]

フィッティング B [一年目14・17%、二年目13・33%、三年目8・0%、四年目5・67%、五年目2・83%、六年目から無税に]

ドア・窓/枠 B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

歯磨き粉チューブ B [一年目8・33%、二年目6・67%、三年目5・0%、四年目3・33%、五年目1・67%、六年目から無税に]

第七八類 鉛及びその製品

スクラップ B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

チューブ・パイプ B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

第七九類 亜鉛及びその製品

スクラップ B [一年目2・25%、二年目1・5%、三年目0・75%、四年目から無税に]

ダスト B [一年目2・0%、二年目1・0%、三年目から無税に]

電信・電話線 B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

チューブ・パイプ B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

第八〇類 スズ及びその製品

ティンプレート厚さ0・2ミリ以上B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

チューブ・パイプ B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

第八一類 その他の卑金属及びサーメットならびにこれらの製品

タングステン

粉・スクラップ B [一年目2・25%、二年目1・5%、三年目0・75%、四年目から無税に]

棒・ワイヤ B [一年目3・75%、二年目2・5%、三年目1・25%、四年目から無税に]

モリブデン

粉・スクラップ B [一年目2・25%、二年目1・5%、三年目0・75%、四年目から無税に]

棒・ワイヤ B [一年目3・75%、二年目2・5%、三年目1・25%、四年目から無税に]

タンタム

スクラップ B [一年目2・25%、二年目1・5%、三年目0・75%、四年目から無税

に]

棒 B [一年目0・67%、二年目0・33%、三年目から無税に]

チタン

未加工・粉 B [一年目0・67%、二年目0・33%、三年目から無税に]

スクラップ B [一年目2・0%、二年目1・0%、三年目から無税に]

その他 B [一年目3・33%、二年目1・67%、三年目から無税に]

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォークならびにこれらの部分品

鋤・鍬・シャベル B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

鋸・鋸歯 B [一年目8・33%、二年目6・67%、三年目5・0%、四年目3・33%、五年目1・67%、六年目から無税に]

やすり B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

スパナ・レンチ B [一年目15・0%、二年目10・0%、三年目5・0%、四年目から無税に]

スクリュードライバー B [一年目7・5%、二年目5・0%、三年目2・5%、四年目から無税に]

かみそり・鋏 B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

マニキュア・ペディキュアセット B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

スプーン・フォーク B [一年目26・67%から毎年引き下げ、九年目から無税に]

第八三類 各種の卑金属製品

自動車キー B [一年目15・0%、二年目10・0%、三年目5・0%、四年目から無税に]

自動車組立用自動ドアクローザー P13 [20%、六年目からタイ国の表の注釈の13を適用]

金庫 B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

ファイリング・キャビネット B [一年目16・67%、二年目13・33%、三年目10・0%、四年目6・67%、五年目3・33%、六年目から無税に]

第八四類 原子炉、ボイラー、エンジン及び機械類並びにこれらの部分品

原子炉 A [無税]

航空機エンジン B [一年目8・33%、二年目6・67%、三年目5・00%、四年目3・

33%、五年目1・67%、六年目から無税に]

船舶用エンジン B [一年目12・5%、二年目10・0%、三年目7・50%、四年目5・0%、五年目2・5%、六年目から無税に]

自動車用エンジン

250cc以下 P [20%]

250～1000cc

自動車組立用

87・03、87・04カテゴリーの自動車、バン・ピックアップ車用 P14 [20%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [20%]

その他

87・02、バン・ピックアップ車以外の87・04、87・05カテゴリーの自動車用 P14 [15%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [15%]

1000cc超

自動車組立用

87・03、87・04カテゴリーの自動車、バン・ピックアップ車用 P14 [20%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [20%]

その他

87・02、バン・ピックアップ車以外の87・04、87・05カテゴリーの自動車用 P14 [15%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [15%]

ディーゼルエンジン

船舶用 B [一年目12・5%、二年目10・0%、三年目7・5%、四年目5・0%、五年目2・5%、六年目から無税に]

自動車用

87・03、87・04カテゴリーの自動車、バン・ピックアップ車用 P14 [20%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [20%]

87・02、バン・ピックアップ車以外の87・04、87・05カテゴリーの自動車用 P14 [15%、八年目からタイ国の表の注釈の14を適用]

その他 P [15%]

タービン A [無税]

ポンプ

真空ポンプ A [無税]

冷機用コンプレッサー B [一年目11・25%、二年目7・50%、三年目3・75%、四年目から無税に]

熱交換ユニット B [一年目2・75%、二年目1・50%、三年目0・75%、四年目から無税に]

皿洗い機 B [一年目15・0%、二年目10・0%、三年目5・0%、四年目から無税に]

スプレーガン B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

フォークリフト

電動モーター B [一年目2・25%、二年目1・50%、三年目0・75%、四年目から無税に]

その他 B [一年目3・75%、二年目2・50%、三年目1・25%、四年目から無税に]

ショベル・ローダー B [一年目4・17%から引き下げ、六年目から無税に]

パイルドライバー B [一年目3・75%、二年目2・50%、三年目1・25%、四年目から無税に]

製本機 A [無税]

印刷機 A [無税]

織物関連機械

梳き機 A [無税]

紡績機 A [無税]

織機

三〇センチ以下幅 B [一年目3・75%、二年目2・50%、三年目1・25%、四年目から無税に]

三〇センチ超

パワールーム A [無税]

その他 B [一年目3・75%、二年目2・50%、三年目1・25%、四年目から無税に]

シャトルレス型 A [無税]

編み機 A [無税]

ミシン

家庭用 B [一年目16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

金属成型機 A [無税]

マシニングセンター A [無税]

ユニット建設機械 A [無税]

鍛造/ダイスタンプング機 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

打ち出し機

空圧式 A [無税]

その他 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

石材加工機械 A [無税]

計算機 A [無税]

現金レジ機 A [無税]

データ・プロセッシング機 A [無税]

自動販売機 B [一年目16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ゴム・プラスチック加工機械

射出成型機 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

押出成型機 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ブロー成型機 B [一年目2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

真空成型機 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

金型 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ボールベアリング A [無税]

自動車用シャフト(カムシャフト・クランクシャフト)・クランク P13 [一～五年目は1・0%、六年目から1・0%かタイ国の表の注釈の13を適用]

自動車用ギア P13 [一～五年目は5・0%、六年目から5・0%かタイ国の表の注釈の13を適用]

ガasket B [一年目12・50%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

第八五類 電気機器及びその部分品ならびに録音機、音声再生機ならびにテレビジョンの映像及び音声の記録用または再生用の機器ならびにこれらの部分品及び附属品

電気モーター

三七・五M以下 B [一年目7・50%、二年目5・0%、三年目2・5%、四年目から無税に]

その他直流モーター

七五KM以下 B [一年目7・50%、二年目5・0%、三年目2・5%、四年目から無税に]

七五KM超 A [無税]

オルタネーター

三七五M以下 B [一年目7・50%、二年目5・0%、三年目2・5%、四年目から無税に]

ロータリー・コンバーター B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

電磁石・恒久磁石 A [無税]

プライマリー電池

二酸化マンガン B [一年目11・25%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

リチウム B [一年目12・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

蓄電池 B [一年目 11・25%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
モーター内臓家庭用電機 B [一年目 26・67%から毎年引き下げ、九年目から無税に]
スパーク・プラグ B [一年目 12・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
自動車用電灯・信号設備 B [一年目 12・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
乾電池ランプ B [一年目 11・25%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
ろう付け・半田付け・溶接機 A [無税]
温水器 B [一年目 15・0%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
ヘアドライヤー B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
電子レンジ B [一年目 22・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
コーヒーマーカー B [一年目 26・67%から毎年引き下げ、九年目から無税に]
電話機・ファクシミリ機 A [無税]
電話交換機 A [無税]
マイクロフォン B [一年目 25・0%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
アンプ B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
磁気テープ録音機 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
電話返答機 A [無税]
ビデオ記録・再生機 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
磁気テープ・ディスク A [無税]
テレビカメラ B [一年目 2・25%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
テレビ受像機
 カラー B [一年目 15・0%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
 白黒 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
ビデオモニター B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
交通信号機 A [無税]
LCD/LED指示パネル A [無税]
キャパシタ A [無税]
レジスタ A [無税]
プリント基板 B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
ダイオード/トランジスタ A [無税]
サイリスタ A [無税]
IC A [無税]
碍子
 ガラス・セラミック B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]
 その他 B [一年目 6・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
電池スクラップ
 金属 B [一年目 0・75%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

その他 B [一年目10・0%から毎年引き下げ、三年目から無税に]

第八六類 鉄道用または軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道または軌道の線路用装備品及びその部分品ならびに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む）

電気機械式設備 B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

その他 A [無税]

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両ならびにその部分品及び附属品

トラクター

単純制御 P [20%]

セミトレーラー用 P [20%]

トラック繫留 A [無税]

その他 P [20%]

一〇人乗り以上自動車

ディーゼル

三〇座席以上 A [無税]

その他 P [一年目38・18%から毎年引き下げ、一一年目に20%]

その他

三〇座席以上 A [無税]

その他 P [一年目38・18%から毎年引き下げ、一一年目に20%]

その他人員運搬自動車

ゴルフカー A [無税]

その他

1000cc以下 R15

1000～1500cc

救急車 A [無税]

ジープ型（ステーションワゴン含む） R15

その他 R15

1500～3000cc

救急車 A [無税]

ジープ型（ステーションワゴン含む） R15

その他 R15

3000cc超

救急車 A [無税]

ジープ型（ステーションワゴン含む） R [一年目75・0%から毎年引き下げ、四年目から60・0%に]

その他 R [一年目75・0%から毎年引き下げ、四年目から60・0%に]

その他ディーゼル車

1500cc以下

救急車 A [無税]

ジープ型 (ステーションワゴン含む) R15

その他 R15

1500~2500cc

救急車 A [無税]

ジープ型 (ステーションワゴン含む) R15

その他 R15

2500cc超

救急車 A [無税]

ジープ型 (ステーションワゴン含む) R15

その他 R [一年目75・0%から毎年引き下げ、四年目から60・0%に]

貨物運搬車

非道路使用目的ダンパー A [無税]

その他ディーゼル車

五トン以下

ヴァン/ピックアップトラック

B [一年目36・36%から毎年引き下げ、一一年目から無税に]

その他 B [一年目36・36%から毎年引き下げ、一一年目から無税に]

五トン超 P [一年目38・18%から毎年引き下げ、一一年目から20・0%に]

特殊目的車

消防車 B [一年目9・09%から毎年引き下げ、一一年目から無税に]

その他 B [一年目36・36%から毎年引き下げ、一一年目から無税に]

エンジン付きシャーシ B [一年目28・18%から毎年引き下げ、一一年目から10・0%

に]

車体

人員運搬車用 P [一年目73・64%から毎年引き下げ、一一年目から10・0%に]

その他 P [一年目37・27%から毎年引き下げ、一一年目から10・0%に]

部品・アクセサリ

バンパー

組立用 P13 [一年~五年目20・0%、六年目から20・0%かタイ国の表の注釈の

13を適用]

その他 P [30・0%]

安全シートベルト

組立用 P 1 3 [一年～五年目 1 0 ・ 0 %、六年目から 1 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [1 0 ・ 0 %]

ブレーキ

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

ギアボックス

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

アクセル

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

ロードホイール

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

ショックアップ

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

ラジエター

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

サイレンサー・排気筒

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %かタイ国の表の注釈の
1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

クラッチ

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0 ・ 0 %、六年目から 2 0 ・ 0 %か タイ国
の表の注釈の 1 3 を適用]

その他 P [3 0 ・ 0 %]

ステアリング・ホイール、ボックス、コラム

組立用 P 1 3 [一年～五年目 2 0・0%、六年目から 2 0・0%かタイ国の表の注釈の
1 3を適用]

その他 P [3 0・0%]

自動二輪車

五〇cc以下 A [無税]

五〇～二五〇cc A [無税]

二五〇cc超 B [一年目 5 4・5 5%から毎年引き下げ、一一年目から無税に]

その他 P [一年目 5 6・3 6%から毎年引き下げ、一一年目から 2 0・0%に]

自転車 A [無税]

身体障害者運搬車 A [無税]

ベビーカー P [一年目 2 8・1 8%から毎年引き下げ、一一年目から 1 0・0%に]

第八八類 航空機及び宇宙飛行体ならびにこれらの部分品 [略]

第八九類 船舶及び浮き構造物

クルーズ船 B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

タンカー A [無税]

冷凍船 B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

漁船・加工船 B [一年目 8・3 3%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ヨット A [無税]

タグボート B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

浚渫船 B [一年目 3・7 5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機
器ならびにこれらの部分品及び附属品

光ファイバー、バンドル／ケーブル

A [無税]

偏光シート／プレート B [一年目 4・1 7%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

コンタクトレンズ B [一年目 8・3 3%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

眼鏡レンズ B [一年目 8・3 3%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

レンズ・プリズム・鏡 B [一年目 4・1 7%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

眼鏡フレーム B [一年目 4・1 7%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

双眼鏡 B [一年目 8・3 3%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

天体望遠鏡 B [一年目 2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

カメラ B [一年目 2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

インスタントカメラ B [一年目 4・1 7%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

カメラ部品 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
映画カメラ・一六ミリ未満 B [一年目4・17%から毎年引き下げ、六年目から無税に]
プロジェクター

マイクロフィルム B [一年目2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

その他 B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

複写機

静電式

ダイレクト式 A [無税]

非ダイレクト式 B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

その他

光学システム A [無税]

コンタクト式 B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

部品 A [無税]

金属試験装置 B [一年目2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ガス分析装置 B [一年目2・5%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

メーター類 B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

サーモスタット B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

第九一類 時計及びその部分品

腕時計 B [一年目3・75%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

その他時計 B [一年目16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

自動車用時計パネル B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

タイムレコーダー B [一年目8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ムーブメント

腕時計 B [一年目3・75%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

その他時計 B [一年目7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

ケース

腕時計 B [一年目3・75%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

その他時計 B [一年目7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

第九二類 楽器及びその部分品・付属品

ピアノ B [一年目7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

弦楽器 B [一年目7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

キーボード B [一年目7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

第九三类 武器及び銃砲弾ならびにこれらの部分品及び付属品 A [無税]

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品ならびにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品ならびにプレハブ建築物

自動車用シート B [一年目 8・33%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用車輪付き乗用玩具 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

人形 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

電車 B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

ゴルフ用品 B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

ラケット類 B [一年目 7・5%から毎年引き下げ、四年目から無税に]

釣り竿／リール B [一年目 16・67%から毎年引き下げ、六年目から無税に]

第九六類 雑品

トラベルセット B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税]

ボールペン B [一年目 3・75%から引き下げ、四年目から無税]

フェルトペン B [一年目 3・33%から引き下げ、三年目から無税]

鉛筆／クレヨン B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税]

ライター

非充填式 B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税]

充填式 B [一年目 3・33%から引き下げ、三年目から無税]

櫛 B [一年目 16・67%から引き下げ、六年目から無税]

第九七類 美術品、収集品及び骨董品 A [無税]

(おわり)

附属書 2（品目別規則）、同 3（原産地証明書の記載事項）、同 4（電気製品に係る附属書）、同 5（第七七条に係る特定の約束）、同 6（投資に係る表）は割愛しました。